# 令和4年定例会12月会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年12月15日(木曜日)

午前10時00分 再開

午後4時36分 散会

### 令和4年定例会12月会議

## 豊浦町議会会議録

令和4年12月15日(木曜日) 午前10時00分 再開

◎議事日程(第2号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 一般質問

日程第2 追跡質問

散会宣告

◎出席議員 (7名)

議長8番 根津公男君 副議長7番 石澤清司君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 君 長 村 井 洋 一 長 町 歩 君 副 須 田 代 監 査 委 員 菅 野 厚 志君 表 務 総 課 長 淳 君 本 所 地方創生推進室長 久々湊 忍君 地方創生推進室長補佐 和 君 竹 島 英 町 民 課 長 竹 林 人 君 善 信 君 農 林 課 長 井 上 政 水產商工観光課長 長谷部 晋 君 建 設 課 長 武 石 修君 建 課 長 佐 佐 藤 貴 君 設 補 生 涯 学 習 課 長 杉 谷 昭 君 佳 総合保健福祉施設事務長 原 弘 樹 君 藤 総合保健福祉施設事務次長 阪 下 克 哉 君

### ◎事務局出席職員

 事
 務
 局
 長
 荻
 野
 貴
 史
 君

 書記(会計年度任用職員)
 熊
 坂
 早智恵
 君

#### ◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。 昨日に引き続きまして、定例会12月会議を再開いたします。 なお、ただいまの出席議員は7名であります。 法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

#### ◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

#### ◎一般質問

○議長(根津公男君) 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、大里葉子議員の発言を許します。

大里議員は質問席にご移動願います。

大里議員。

- **○5番(大里葉子君)** 5番、大里葉子、議長の許可をいただきましたので、大きく2点、通告書に従い一般質問させていただきます。
  - 一つ目は、津波避難対策特別強化地域に指定されて巨大地震への津波対策についてです。
- (1)9月30日中央防災会議で、道内39市町を含む7道県の計108市町村が津波避難対策特別強化地域に指定され、豊浦町も指定されました。10月1日の北海道新聞の朝刊で、道内39の市町に津波避難ビル、津波避難タワー等の数と特別強化地域に指定されて、今後検討したい津波対策は何かを問われて大きく掲載されていました。他の38自治体は避難ビル、避難タワーや避難路等の整備を決められているところと、調査を含め検討中とありました。

そして、豊浦町だけ回答なし、回答なし、回答なしとありましたが、巨大地震への津波対策 について何にも考えていないし、検討もされていないのですか、回答なしの意味を伺います。

- 次に、(2)国の3分の2の補助を受けて津波避難対策緊急事業計画として、津波対策に避 難路や避難施設、津波避難ビル、津波避難タワー等の整備計画は検討されますか。
- (3) 積雪寒冷地特有の課題として、避難時の低体温症対策として、防寒具、暖房器具の備蓄を来年度の予算に組まれますか、お伺いします。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 1点目でございます。

津波避難対策特別強化地域に指定されて巨大地震への津波対策についてお答えをいたします。 1点目の津波避難対策特別強化地域の指定についてですが、豊浦町においても指定され、10 月1日の新聞報道で津波避難ビル、津波避難タワーなど、今後検討したい対策の回答で回答な しの記載となったのは、新聞社への報告期限に間に合わなかったため、回答なしとなりました。

2点目の国の3分の2の補助を受けて、津波避難対策緊急事業計画として、津波対策に避難路や避難施設、津波避難ビル、津波避難タワーなどの整備計画の検討についてですが、令和5年度におきまして、豊浦町地域防災計画の改定を予定しており、日本海溝・千島海溝地震対策の推進計画、津波避難対策緊急事業計画を位置づけ、津波避難ビル、津波避難タワーなどの建設について検討していきたいと考えております。

3点目の避難時の低体温症対策として、防寒具、暖房器具の備蓄を来年度の予算措置についてですが、現在、避難所の寒冷地対策として、毛布1,885枚、石油ストーブ23台を備蓄しております。令和4年度の備蓄品として、貼るタイプのカイロ720枚を備蓄予定で、令和6年度までに2,400枚備蓄いたします。防寒具などの衣類については、冬の備えとして、各家庭で非常持ち出し品の中に入れていただくよう、今年4月に配布した防災ガイドマップでも示しておりまして、今後においても広報誌により各家庭での備蓄をお願いするよう周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 1点目から再質問させていただきます。

回答なし、回答なし、回答なしの記載になったのは、新聞社への報告期限に間に合わなかったためと答弁いただきました。

間に合わなかったという言葉から推察すると、本町としての回答はちゃんとできていたとこの答弁からは取れるのですが、たまたま新聞社への報告期限に間に合わなかったということは、報告期限もきっと短かったのでしょうね。そうだったのだと、まず理解します。

では、報告がちゃんとできていたとすれば、行政としてどのような対策を考え、どんな答え を用意していたのですか。道新に行政としてどのような報告をしようとしていたのですか。津 波避難ビルなのか、津波避難タワーなのか、それとも避難経路の整備なのか、それ以外なのか、 または検討中だったのか、お聞かせください。

所管の地方創生推進室長、答弁お願いします。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) 道新の質問については7項目ありました。

まず1点目ですが、町が指定を受けたことについてどう思われたかということについてですけれども、今後より一層の津波避難体制の強化を努め、豊浦町の地域防災計画の見直しの中で津波対策を明確にした上で、ソフト・ハード面において国や道と連携して、防災・減災体制の強化を取り組んでいきたい。

2点目、指定を受けて検討したい対策はありますかという問いに対しては、令和5年度に地域防災計画の改定を予定しており、その中で、日本海溝·千島海溝地震対策の推進計画、さらに 津波避難対策緊急事業計画の位置づけを明確にし、その中で地震や津波についてどのような対策をしていくかを検討していきたい。

3点目、対策に向けた課題は何でしょうかということについて、津波対策の推進計画についての計画策定方法や津波避難タワーなどの整備に向けた国の補助が事業費の2分の1から3分の2に増えましたが、施設整備はもともと高額で、国の補助率が上がっても負担額が大きいということには変わりはない。

4点目、実現まで想定される年数はどれくらいになりますかの答えといたしまして、対策期間についても計画の中で検討します。

5点目、国や道への要望はありますかという問いに対しては、津波対策の推進計画についての計画策定方法の支援や、津波避難タワーなどの整備に向けた国の補助が事業費の2分の1から3分の2に増えたけれども、施設整備はもともと高額だということで、さらなる財政支援が必要ということです。

6点目、指定済みの避難ビルの数はありますかということで、指定済みの避難ビルはないけれども、大岸に幸豊園という7階建ての建物、そこを一時避難所に指定していますということ

です。

以上です。

7点目、整備済みの避難施設(道路の盛土も含む)ということについては、先ほど言った一 時避難所数も含めて、他の避難所も含めてありますということです。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 室長の答弁をいただいて、すごくちゃんと考えられていたのだなと思いました。でも、あくまでも検討のための検討を繰り返しているような感じを受けるのですが、 それで、報告期限はどれくらいの期間があったのですか、お尋ねします。
- 〇議長(根津公男君) 竹島地方創生推進室長補佐。
- 〇地方創生推進室長補佐(竹島英和君) お答えします。

新聞社から依頼があったのが、9月22日の5時22分にメールがありまして、報告期限が約1週間後の9月28日水曜日の期限までに回答してほしいということで依頼がありました。 以上です。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- 〇5番(大里葉子君) 分かりました。

それで、私もこの9月30日の新聞が出る前の日の中央防災会議で、ある程度こういうことが 決定されるだろうとか、指定されるだろうとか、いろいろなネットのそういうニュースとかを 見て思っていました。

それで、9月30日の中央防災会議で、津波による30センチメートル以上の浸水が40分以内に 生じる地域が対象で、津波避難対策特別強化地域に豊浦町も指定されましたね。

また、防災対策施設の整備に関する国の補助率が3分の1から3分の2に引き上げられました。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画が変更され、想定される死者数、日本海溝沿いの巨大地震で、最大約19万9,000人、千島海溝沿いの巨大地震で、最大10万人を今後10年間でそれぞれ8割減らす目標も明記されました。また、積雪時の巨大地震を想定した避難経路の確保や避難時の低体温症対策として、避難所に防寒具や暖房器具の備蓄など、防災推進基本計画に盛り込まれました。それが、その記事が先ほどから回答なし、回答なしと、北海道新聞にもう1枚ありますが、こういうふうに大きく、ここに豊浦町が載っていますけれども、これがそうですね。

それで、大きく掲載されていましたので、皆さんもご覧になっている方も多いかと思いますが、その道新の紙面で、最初にも言いましたが、津波避難対策特別強化地域に指定され、道内39の市と町に、今後の対策とか避難ビル、津波避難タワーがありますかと問われて、また検討したい対策は何ですかと問われて一覧になっていましたが、私も朝一で見ましたよ。羅臼町から始まって松前町まで。根室市、釧路市、日高町、そして、胆振管内と、一つ一つそれぞれの自治体では、どんな対策をするのかなと見ていきました。29番目に豊浦町がありましたが、回答なし、回答なしという、その回答を見て愕然としました。私はひっくり返りそうなぐらいびっくりしました。

先ほど報告期限に間に合わなかったのだ、ちゃんと考えていたのですという答弁も聞きましたが、なぜ行政として、所管として、回答なしというこのような答えが道新に掲載されたのか、本当にあり得ないです。道新を見た町民の方もびっくりしたのではないですか。というか、呆れています。豊浦町だけ回答なし、回答なし、回答なしという、新聞社にこんな答えを寄せるのは、こんな報告しかできないというのは何か違っていますよ。真面目に取り組んでくださいよ。豊浦町はこの巨大地震の津波に何も危機感を持っていないのかと。津波が来ても、町民の

生命、財産を守る対策を、行政としても、所管としても、何にも考えていないのかなと思われます。もう思われましたけれども、豊浦町はどうなっているのだと、町民は行政に対して信頼を置けないのだなという考え方になってしまいます。

それで、まだ町長も室長も耳が痛くなるかもしれないけれども、ちょっと聞いてください。 この新聞を見た町民の方の声ですよ。ある方は巨大地震が来ても、豊浦町だけ津波が来ない と思っている。また、もし津波が起きても何も対策を考えていませんから町民の命は守れませ ん。勝手に逃げてくださいということかなと。その方は、実際に津波が来たら、役場は当てに しないで勝手に逃げますからとも言っていました。それより何より、回答なし、回答なし、回 答なしは町民として恥ずかしいわという声や、役場は何を考えているの、豊浦町のイメージが また悪くなるよねとも言われました。

そして、東日本大震災のときですよ。2011年3月11日、私も女性消防団員で、ずっと外で津波の警戒、漁組の側で警戒していましたよ。前の一般質問の中でも話していますけれども、それで、その町民の方も噴火湾であの日、豊浦町だけ3.4メートルの津波が来ました。あの津波が来た教訓は何もなっていないのだ。また一番多かったのは、せめて検討中にでもできなかったのだろうかと、そんな町民の声がたくさん寄せられました。

行政がこんなでは、今後津波の対策を講じても、町民の協力は少なくなるのではないですか。 町民の協力は得られないのではないですか。自分のことは自分でやらなければ、役場は当てに できないと思われてしまいましたよ。

でも大丈夫ですよ、町長、室長。ここから挽回のチャンスです。

それで、津波避難対策特別強化地域に指定されて、津波対策は今後も所管だけの考え方でやっていくのか、以前にも言っていますけれども、全課を入れて対応する組織ができているのか、マニュアルもできているのか、課長さんたちがそろって協議するということになっているのか、どうなっているのですか、町長に伺います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、大変厳しいご質問をいただきまして、担当課において回答なしという形になってしまったのは、本当に私自身も残念であるというふうに思っていますし、申し訳ないという気持ちもあります。

何せ一番は、津波災害においても何の災害においても、町民の生命と財産を守るという大きな目的があるわけでございまして、それらについて、今年も避難訓練もやりましたけれども、町民のご協力をいただきながら、いかにして減災のほうに、災害があったとしても減災のほうに向かっていくかという取組をしているところでございます。

今言われましたけれども、来ないと思っているのかとか、勝手にという思いも聞いてございます。今聞きましたわけでございます。

かつての東日本大震災3.11の豊浦町に3.4メートルの津波が起きたわけでございまして、それらのことにつきましても、私もいまだに目に焼きついて、皆さんでその実況、実態を見て、復旧に向けて取り組んだ状況もしっかりと残しておるわけでございまして、今後ともそういった意味において、来年度、この見直しをすると、地域防災計画の見直しをしながら、よりよい災害対策の在り方、そして、町民の生命、財産を守っていくのだということにつきまして、その目的に向かって改定を進めていきたいというふうに思ってございます。

その際には、ぜひとも町民の皆様方のご理解とご協力、これなしでは成し得ませんので、しっかりとその辺は、こちらの防災対策、また町内一丸となって、組織体制を組み上げて対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) まず、今の町長の思いは受け止めて、次にもつながっていくことなので、2点目の再質問に入りたいと思います。

国の3分の2の補助を受けて、津波避難対策緊急事業計画として、避難路や避難施設、津波避難ビル、津波避難タワーなどの整備計画の検討は、令和5年度に豊浦町地域防災計画の改定を予定しているから、そこで、日本海溝・千島海溝地震対策の推進計画、津波避難対策緊急事業計画を位置づけ、津波避難ビル、津波避難タワーなどの建設について検討していきたいと答弁をいただきましたが、豊浦町地域防災計画の見直しについて、私は令和2年6月の定例会でも一般質問をしています。

そのときに、豊浦町地域防災計画は、平成28年6月に作成されたもので、4月21日に内閣府から最初の千島・日本海溝沿いの巨大地震による津波の想定が公表されて、豊浦町役場は浸水しませんが、そのときの予測では第1波6.5メートル、75分。第2波7.5メートル、138分。最大9.1メートルの津波予測が発表され、大岸、礼文も含めて町内27か所の避難所で9か所が水没してしまいます。豊浦町の地域防災計画が平成28年6月に作成されたものなので、本町周辺の有珠山や駒ケ岳の火山活動も踏まえ、今日本が揺れ動いています。あちこちで地震が増加しています。それで、地域防災計画の見直しが必須だと思いますとお尋ねしていました。

それは置いといて、令和5年度に地域防災計画の改定を予定と、予定は未定にして決定にあらずという言葉がありますが、私は意味を調べてみました。幾つかの説があるそうですよ。大日本帝国陸軍省の「予定は未定にして決定にあらず、しばしば変更することあり」というのが全文だそうです。予定や原則にとらわれず、事態に合わせ、臨機応変に対応すべしというような意味だそうです。予定を立てても必ずしもそのとおりにはいかない。予定は予定で未定になるかもしれないし、決定ではありません。まさに今、ちょうどこの言葉が生きるときではないですか。津波避難対策緊急事業計画を、豊浦町地域防災計画の改定の予定を待って、それに合わせて検討している場合ではないですよ。町民の皆さんの危機意識を高めてもらうために、行政として、まず危機意識を持ってくださいよ。私はこの津波対策について、今回初めて質問したわけではなく、以前からもずっと中身を変えて質問してきました。

でも、今回も答弁は変わり映えなく、どう考えていこうとしているのかが全く分かりません。 町民の命を軽んじているのではないのですか。もっと重く受け止めてくださいよ。真剣に考え ていると思えないのです。所管としてどう捉えているのですか。特別強化地域に指定されても 行政としてもこんな考え方でいいのですか、町長。

町長の考え方をお聞かせください。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 我々も危機意識というのは、当然持ち合わせているわけでございます。 いつどこでどんな災害があるか、津波が起きるか、地震が起きるかということを、心の中に は常にございます。

そういったことでありますから、いかにして、いつ何どきでも町民の生命、財産を守っていかなければ駄目だという気持ちは通常持ち合わせておるわけでございまして、当然のことながら、日中ばかりでなくて、夜間においても、また朝方においても、常にそういう危機意識というのは持ち合わせるべきであると思うと同時に、対応を考えていかなければ駄目だというふうに思ってございます。

今までそういう危機意識というのを全然持っていなかったということではなくて、さらに今

言われている千島・日本海溝等々も併せて、迫ってきているという国の見方も当然ありますので、 それらを常に持ち合わせて対応していきたいというふうに思ってございます。

特に来年、それらを網羅して、新しい地域防災計画、これらを策定して、ただ策定するばかりでなくて、それがいかにして、万が一のときに実行に移せるかということが問題でありまして、そのことも含めて町内一丸となって、町民の方々にお示しをしながら、一緒に防災、減災に立ち向かっていくという覚悟でいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **○5番(大里葉子君)** 今の町長の答弁から危機意識は持っていらっしゃって、今後町が一丸となって防災・減災に立ち向かっていってくださるということでしたが、改定の予定を待っていたり、検討に検討を重ねていたら時間がなくなってしまいますよ。

進めます。

令和5年度に豊浦町地域防災計画の何をどのように改定されるのですか。豊浦町の想定最大 津波高は8.8メートルですよね。内閣府からも道からも公表され、そして、今回の特別強化地域 にも指定されて、たびたび新聞の紙面の中でも毎回豊浦町は8.8メートルと出ていますね。

私は以前にも所管の室長とも話しましたけれども、令和4年3月に作成されたこの豊浦町防災ガイドマップには、7.9メートルと出ているのですよね。それで、室長は8.8メートルも7.9メートルもどちらも間違いではないとの見解でした。測っている位置が7.9メートルのところが出ているという感じだったと思うのですけれども、どちらも間違えていない数字でも、国が公表している数字と何となく違っているのも気持ち悪いですよね。たった僅かな数字でも、豊浦町は想定最大津波高を低く見積もっているのかなと私は感じましたよ。そして、津波対策についても町民の生命、財産も軽めに受け止めているのかなと、そう思われてしまいますよ。そんなふうに思われたら嫌ですよね、訂正すべきところは訂正しましょうよ。

それで、令和5年度の地域防災計画の改定は、何を根拠に、どう改定されるのですか。根拠になるものを示してもらわないと分からないのですけれども、それはどのようになっていますか。

所管の室長に伺います。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **○地方創生推進室長(久々湊 忍君)** まず最初に、津波ハザードマップの高さの件、前回もお話したとおり、どちらでも間違いではない。そして、防災マップに掲載している本町地区、最大津波高7.9メートル、ここに関しては、きちんと場所も国のほうから示されているというところで、豊浦町としては場所をきちんと明記された部分、また影響開始時間ですとか、第1波の到達時間、最大波の到達時間等々も全て公表されている部分をきちんと明記したということでございます。

次に、地域防災計画の何をどのように変えるのかというところでございますが、今想定されているのは、今回新たに指定されたこの津波避難対策特別強化地域の指定というところを、やはり地域の防災計画という中に位置づけた上で、津波対策、地震対策、それらに基づく整備計画、避難計画、また細かな話で言えば、庁舎内部の体制、そういったものを全て体系的に網羅するというような形で改定したいと考えてございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- 〇5番(大里葉子君) では、そこでやっと庁舎内部の体系も決定されるのですね。

ちょっと微妙ですけれども、先に進みます。

それで、9月30日の国の中央防災会議で日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画が決まり、府省庁、道県、市町村に推進計画が通達され、道内39市町を含む7道県計108市町村が、津波避難対策特別強化地域に指定されて、豊浦町も津波避難対策緊急事業計画は防災計画が改定されてからつくるのですか。

もう一度、お尋ねします。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 整備計画については、本当に避難ビルが必要なのか、 避難タワーが必要なのか、また避難路の整備が必要なのかというのをきちんと詳細まで検討した上で、必要という判断が出れば、整備計画を立てるということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番 (大里葉子君) 中央防災会議の全部の資料は長くてコピーするのが大変なので、ここに簡単にまとめられたものがありますけれども、津波避難対策緊急事業計画は、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業と国から言われているのですから、こちら側からも、豊浦町ではこれこれが必要なのですよと、緊急にやりますよという、そういう感覚でないと駄目なのではないですかと思うのですね。

それで、国からゆっくり検討してくださいとは言われていないと思いますが、先ほども期間とか、例えば、津波避難対策緊急事業計画はいつまでに作成とか、期限は決まっているのですか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 竹島地方創生推進室長補佐。
- ○地方創生推進室長補佐(竹島英和君) 期限は決まっていないのですけれども、まず一応の目安としては、令和5年の3月までに国としては立ててほしいということで、それの計画については内閣総理大臣の承認がいるものですから、あとは国のそういった協議も必要なことから、まず令和5年3月までに立てる市町村にあっては、国といろいろ協議をして、それまでにつくってほしいということでございます。

それ以降については、期限等、順次申請して、計画をつくっていくような形になると思います。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** では、令和5年3月までとまず言われているということは、決して国からゆっくり検討してくださいと言われていなくて、急いで検討に入ってくださいということではないかと思うのです。

もうこの繰り返しを何回やっていてもあれなので、また進みますが、私は令和5年度の地域 防災計画の改定を待たないでも、先ほどから言っていますが、取り急ぎ、今急いで津波避難対 策緊急事業計画の策定の検討に入るべきだと思いますよ。

それで、10月1日の段階で、近隣で言えば、洞爺湖町は避難ビルの建設と、長万部町は避難 タワーの整備、町立病院の高台移転、厚真町は2024年度避難タワーの着工を目指すとありました。

また、この時点では検討中だった伊達市でも、先日も新聞に出たので、皆さんご覧になっていると思いますが、津波避難ビルの整備を視野に、旧市街地の再編に着手と出ていましたね。 菊谷市長は、夜間や冬季に津波が来た場合、避難所に逃げる水平避難では、特に旧市街地の高齢者の命は守れない。近場の高所に逃げる垂直避難の場所を確保するのは喫緊の課題であり、 国や道と連携しながら検討を急ぎたいと話していますよ。10月1日時点で検討中だった自治体 もどんどん検討を急いでいますよ。これが自治体としてのあるべき姿ではないですか。

強化地域に指定された108の市町村、それぞれ町のトップの考え方や、それぞれ自治体の財政 事情などもあるかと思いますが、令和5年度の地域防災計画の改定を待って検討している場合 ではないし、今からでも津波避難対策の検討は必要で、緊急に実施すべき事業であります。急 ぎ検討するべきだと思いますよ。

改めてお聞きします。町長、どう思いますか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、議員がおっしゃられたことにつきまして、再度中身を確認しながら、できるだけ早期にできるように検討していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 分かりました。

回答なし、回答なし、回答なしで失われた町民の信頼を取り戻すためにも、急ぎ検討してください。

それで、鈴木知事は12月2日の道議会の一般質問で、道内39市町が津波避難施設を整備する際、費用の一部を補助する方針を明らかにされました。道は補助率を早急に検討するそうです。1基数億円かかる避難タワーなどの整備は、国の3分の2の補助があっても、財政の厳しい市町にとっては負担が重いので、北海道からの支援は豊浦町もありがたいと思います。

また、11月5日の新聞に出ていましたが、自治体ごとに地震規模、技術職員の人数が異なるため、自治体にとっては、先ほどから私がずっと言っていますが、計画策定が遅れる懸念もあるとして、北海道局や内閣府、気象庁、開発局、道が支援の枠組みを構築して、6人から7人のチームを組んで、10月中旬までに39市町の幹部と面談し、課題や要望を聞き取ったとありました。こちらから出向くのではなく、豊浦町役場にも来ていただいて面談されたと聞いていますが、その中で、本町ではどんな課題や要望を挙げられたのか、どんな感触だったのですか、お聞かせください。

町長か所管の室長、お願いします。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) 日付は10月5日、北海道開発局の室蘭開発建設部、北海道庁の危機対策課、胆振総合振興局等々から来庁されまして、町長、副町長をはじめ、私と担当とその席に臨席しました。

その中で、町の意見としましては、町としてはやはり非常に危機感というのはあります。ただし、本町地区に関しては、この地形的な部分で比較的他の広大な広い十勝とか、釧路とか、向こうの方面と比べると、比較的高いところに逃げるという部分については若干有利な面もあるという話をした部分と、ただ、その際に踏切が、この地震のときにずっと遮断機が下りっ放しになるということが懸念される。特に胆振東部の停電のときも電気系統の関係でずっと遮断機が下りっ放しになっていた。そのときに、JRとしては基本的に遮断機が下りているときに勝手に入ってはならないという部分があるので、そこを何とか非常時というところで遮断機を押し上げてでも通行できるような体制、これは豊浦町だけではなく、線路で二分されているような町は同じような課題があるでしょうというお話をした部分と、将来的に豊浦町も整備計画を立てた上で、必要な施設を計画した際には支援のほうをよろしくお願いしますというお話をさせていただいたところです。

〇議長(根津公男君) 大里議員。

○5番(大里葉子君) 踏切の前回の停電で閉じっ放しとか、それは大丈夫だと思いますよ。だって、役場は浸水しないのですよ。どっちの踏切もここまで避難して上がってこられたら全然大丈夫ですよ。だけれども、例えば冬、役場の坂だろうが、どの坂だろうが、そういう避難路の整備とかだって考えられるのではないのですか、津波避難タワーを絶対建ててくださいと今私は言っているわけではないですよ。そう思いますよ。

どうですか、室長。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 避難路整備という部分は、やはり非常に大事ということは認識しております。

ただ、現時点では、豊浦町は避難路という指定はしておりません。それぞれの住民の方々が、 津波が来た場合には、自分で最適と思われる、最短と思われる、最速と思われるルートを自分 で選んで逃げてくださいというところでございます。

ただ、これは本当にいいのか悪いのかという部分も踏まえた来年度に計画策定を考えている 地域防災計画の見直し、またそこでどうしても避難路整備が必要という判断が出れば、整備計 画も必要になってくるということで、体系的に考えていきたいと考えてございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **○5番(大里葉子君)** 今回、基本計画が変更された中にも、積雪寒冷地特有の課題の対応として、避難施設等の整備でも、積雪や凍結等の影響へも配慮してくださいと加わっていますので、そういうところも考えて策定していってください。

それでは、三つ目の再質問に移ります。

今回、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更で、想定される死者数19万9,000人を10年間で、先ほども言いましたが8割減少させる目標が設定されて、ほかの地震防災対策を進めるための様々な施策が拡充されるということで、今も言いましたけれども、積雪や凍結等への影響の配慮もありますけれども、避難時の低体温症対策の推進も盛り込まれていますね。

それで、避難時の低体温症対策として、来年度の予算に含まれますかとお尋ねしたところ、 避難時の低体温症対策の備蓄については、毛布1,885枚、石油ストーブ23台を備蓄していて、貼 るカイロ720枚、令和4年度備蓄予定、今年度ですね。令和6年度までに2,400枚備蓄しますと 答弁いただきました。

では、令和6年度までに貼るカイロを2,400枚備蓄しますよということは、今年度は720枚備蓄するので、令和5年と令和6年度で1,680枚を購入し、備蓄するということなのですか、室長にお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) まず、令和4年度が720枚、令和5年度も720枚、令和6年度で960枚、計2,400枚を計画的に備蓄する予定でございます。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。

以上です。

**○5番(大里葉子君)** 国から言われている避難時の低体温症対策、たったこれだけで大丈夫 かなと、ちょっと心配になりました。

少し話がそれますが、北海道・三陸沖後発地震注意情報が明日16日から運用開始されます。 日高沖から三陸沖にかけての日本海溝沿いや道東沖の千島海溝沿いでマグニチュード7以上 の地震が起きた際、より大きな地震、後発地震が発生する可能性が高まってきていることを広 く周知し、避難体制なども再確認してもらう狙いで発表されます。ここも、豊浦町も対象にな っています。

マグニチュード7以上の地震の後、マグニチュード8以上の地震が起きる確率は100回に1回程度と推計されています。ないことを祈りますが、その後発地震注意情報が発表されたら取るべき主な行動として、新聞にも大きく掲載されていました。何点かあるのですが、もちろん一番は逃げやすい服装で就寝。防寒具を持ち出しやすい場所に準備するともありました。でも、実際に地震が来て津波が来たら、30センチメートル以上の浸水が40分以内に生じる想定最大津波高8.8メートルの中では、自分の身一つで逃げるのが精一杯ではないでしょうか。なので、冬季間避難時の際に、避難所での低体温症対策の備蓄は大切だと思います。

それで、毛布ですけれども、毛布1,885枚は、冬季間の避難時に何人の人が何日間避難所で過ごす想定の備蓄の数なのですか。2日間は大丈夫なのか、3日間は大丈夫なのか、それとも冬季以外を想定された数なのですか、室長に伺います。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- ○地方創生推進室長(久々湊 忍君) 毛布について、まず人口が今3,700人ぐらい。その人口の約半数分ということで1,800枚を備蓄しているということで、今毛布だけではなくて、簡易ベッドですとか、そういったものも備蓄しているところでございます。
  以上です。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 分かりました。

分かりましたけれども、国では冬季の巨大地震による津波の避難時に低体温症対策を推進しているのですね。大体人口の半分ぐらいは分かりますけれども、もし冬季間に避難したとして、1人の人が毛布1枚で足りるのですか。2枚使うかもしれないし、そこがちょっとどうかなと思いました。今後検討していただきたいなと思います。

あと、8月27日に津波避難訓練が実施されましたね。対象自治体が第1・第2・第3・第4・第5・第6自治会、浜町自治会、高岡第1自治会が対象でした。これだけで、令和4年11月30日現在で、間違えていなければ832人です。これに大岸・礼文自治会764人も合わせるとどうかなと思うのと、多分さっきの備蓄の量は豊浦町全体の量であると思うので、今後また検討していったほうがいいと思うのです。

先ほども話しましたが、東日本大震災のとき、町沿岸部に3.4メートルの津波が襲来したとき、700世帯1,500人に避難勧告が発令されました。1,500人全員が避難所に避難したわけではないですが、そこのところを考えていただいて、災害時には筋書きがありません。ないからこそ備えてください。次世代に豊浦町をつなぐために、災害時、生き延びてください。町民の命を守るため、急ぎ津波避難対策緊急事業計画の策定に取り組んでくださいとお願いして、一つ目の質問を終わります。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分 再開 午前11時05分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 大里議員。

- ○5番(大里葉子君) 次に、マイナンバーカードとマイナ保険証について質問いたします。
- (1) 本町でマイナンバーカード取得数、普及率は何%ですか。マイナンバーカードの取得は任意かと思っていましたが、必ずつくらなければいけないですか。
- (2) マイナンバーカードを取得した上で、マイナ保険証にする手続と申請期限は。またマイナ保険証を紛失しても保険診療等は可能ですか。
- (3)マイナンバーカードは原則として、本人のカード取得が求められていますが、高齢者など、自分で取得が難しい方への対応で出張申請サービスは検討されていますか。
  - (4)紙の保険証とマイナ保険証で診療報酬に違いはありますか。
- (5) 今後、マイナンバーカード普及率の向上に向けて、普及促進のための取組を何か検討されていますか、伺います。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 2番目でございます。

マイナンバーカードとマイナ保険証についてお答えいたします。

1点目のマイナンバーカード取得数、普及率についてですが、国から11月20日現在の通知では取得件数が1,460件、普及率で39%となっております。また、マイナンバーカードの取得については、あくまでも任意での取得となっております。

2点目のマイナ保険証の手続、申請期限、マイナ保険証紛失時の対応についてですが、マイナンバーカードへの保険証の手続には、ご自分のスマホ等から登録するか、役場でも現在、支援窓口を開設中でございます。申請期限につきましては、マイナポイントを取得するためには、令和5年2月末日となっておりますけれども、保険証の手続は、現在、期限を設定してございません。また、紛失時の保険診療につきましては、現在、国において協議・検討が開始されておりまして、詳細につきましては、今後通知されるところでございます。

3点目の高齢者等への出張申請についてですが、高齢者施設への出張申請支援、ヘルパーが 訪問しているご家庭への出張申請支援などを行っております。マイナンバーカード申請の受付 の際、役場へ行くことが難しい旨のご相談をしていただきまして、担当課で対応しているとこ ろでございます。

4点目の保険証、いわゆる紙とマイナ保険証の違いによる診療報酬の違いはあるのかについてですけれども、マイナ保険証のほうが低い診療報酬となります。

5点目のマイナンバーカード普及率向上への取組についてですが、現在、住民の方々がマイナンバーカードを申請するための支援窓口を完全予約制で開設中でございます。窓口時間の延長、休日窓口の開設等、住民の方々が申請しやすいよう支援しております。また、今後はマイナンバーカードの利用事務拡大も含めて普及促進を進めてまいります。

以上でございます。

#### 〇議長(根津公男君) 大里議員。

○5番(大里葉子君) まず、1点目についての再質問ですが、マイナンバーカードは顔写真 つきの身分証明証として利用できるほか、住民票や印鑑証明書などのコンビニ交付、健康保険 証としての利用ができ、今後運転免許証との一体化が計画されているところですね。

マイナンバーカードの普及率は自治体によっても違いますが、全国平均50%を超えて56.2% ぐらい、もしかしたらまたこの数字が上がっているかもしれません。

それで、総務省は年内に約8,000枚に達することを目指すと言っていますが、本町の普及率は39%ということですが、それが多いのか少ないのかと言ったら、微妙な数字かもしれませんね。多くはないですね。

それで、23年度に国が配るデジタル交付金は、マイナンバーカードの交付率が全国平均以上の自治体しか申請できないと聞いていますが、本当にそうなのですかね。交付金が欲しいならマイナンバーカードの交付率を上げろと言わんばかりですが、本町も交付率を気にしながらやっていますか、所管の課長にお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 議員のご質問でありますデジタル田園都市国家構想交付金の交付申請につきましては、マイナンバーカードの申請の全国平均約五十三点何%というのが、今国のほうで出されております。

現在、豊浦町のほう、申請のほうは49%後半まで行っております。ただ、そこはあくまでも うちの役場のほうとしては、マイナンバーカードのほうは任意での取得になっておりますので、 あくまでも住民の方が申請しやすい環境を整えていくというところだけを今は考えて、役場の ほうでは動いております。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 分かりました。

あくまで任意なので、申請したい方が申請しやすいような対応を取っていただいているので すね。

それで、壮瞥町がマイナンバーカード普及率76.4%で全道1位になったと昨日の朝刊に出ていました。これはすごいですね。どんな取組をしているのか聞いてみてください、課長。

次に、2点目に行きます。

マイナ保険証の手続は期限を設定されていないことと、マイナポイントを取得するためには 令和5年2月末日ということで了解しました。

それで、3点目に移ります。

高齢者等への出張申請支援については、高齢者施設やヘルパーが訪問しているご家庭の出張申請支援を行われているとのことでしたので安心しました。

それで、高齢者とか、高齢者施設とか、ヘルパーさんが訪問しているご家庭ではなくて、役場へ行くことが難しい旨の相談があったら、そういう方たちも高齢者にかかわらず出張申請支援をしていただけるのですか、所管の課長にお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 先ほど答弁したとおり、マイナンバーカードのほうはあくまでも任意での取得ですので、役場から申請しませんかという部分は対応しておりません。あくまでも申請したい方がもし役場に来ることが難しい旨の相談がございましたら、ご家庭までうちのほうの職員が行って、写真撮影などの申請支援をさせていただいております。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- 〇5番(大里葉子君) 分かりました。

ここで一つ、紹介したい自治体があります。

兵庫県養父市では、マイナンバーカード普及率がこれも10月2日現在の数字なので変わっているかもしれませんが、82.9%です。近畿でトップ、全国で2位です。0歳から9歳までも82%申請しています。

養父市では、マイナンバーカードを希望する人のお宅を訪問し、出張サービスを豊浦もやっていますけれども、申請からポイント取得まで行っているのですが、高齢者だけではなく、赤ちゃんがいるご家庭にも行っています。赤ちゃんから高齢者まで、障がいを持っている方にも市民サービスを平等に受けてもらうために行っているそうです。

それで、例えば家族がいなくて認知症の高齢者の方など、マイナンバーカード取得も相当負担です。また、医療を必要とする人が置き去りにされないように、高齢者ではなく、赤ちゃんがいるご家庭とか障がいを持っているご家庭も、希望する人にはお宅を訪問して、出張申請サービスを行って、さらに丁寧に対応してあげて、マイナンバーカードの普及率アップにつなげていただきたいと思います。

続いて、もう一つ紹介したい自治体があるのです。

近畿ワーストの和歌山県広川町、これも10月頃の数字ですので変わっているかもしれませんが、普及率30.6%。啓発・周知活動が不足だったと、来年3月末までにマイナンバーカードを取得している方に商品券1万円の配布を決めているそうです。ああ、これは魅力的だなと思いました。

それで、本町もマイナンバーカードの交付率を上げるために、マイナンバーカードをもう既 に取得している方、これから申請する方にも商品券1万円の配布を試みたりするお考えはあり ませんか、町長にお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今言われました他市の話ですけれども、普及率向上に向けて商品券を 配布しているようなお話ですけれども、私はちょっと聞いたことがないものですから、今驚い ているところでございます。

果たしてそれが可能だからやっているのだろうと思いますけれども、あくまでこのマイナンバー普及については任意であるということで、例えば商品券がほしいから申請するとか、そういうのもまたいかがなものかなというふうにも思いますけれども、ちょっと勉強させていただければなと思います。

いずれにしても、そのようなことができるからやっているのだろうと思いますけれども、確認していきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) ぜひ確認してください。

さっきの養父市と広川町、ニュースの中で出てきます。パソコンからでも見られますので、 見てください。

では次に、4点目に行きます。

当初、マイナ保険証は、紙の保険証よりも患者の自己負担額が増えるという問題がありましたが、批判も高まり、10月から自己負担額を引き下げる形で診療報酬が改定されました。

私は分かっていて質問しています。従来の紙の保険証よりマイナ保険証を使うほうが自己負担額が安くなる、このことは意外に町民の皆様にも知られていません。

私が個人的に聞かれたら、マイナンバーカードの申請とかの話から分かる範囲で答えていますが、マイナ保険証を使うほうが紙の保険証を使うより安くなるよと周知したほうがいいと思いますが、所管の課長はどう思いますか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** マイナ保険証になった場合、診療報酬のほうが変更になったという部分では、私のほうで押さえているのですが、どのようにご変更になったかという部分が私ども町民課のほうに情報がなく、ネットとかでいろいろと調べたのですが、なかなかうまくこう表現している部分がないので、その点を再度、厚労省のほうとかで確認した上で周知していきたいというふうに思います。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。

○5番(大里葉子君) 結構、周りの町民の方からマイナンバーカードの話になったときに、 もう年だし面倒くさいよとか、別に紙の保険証でもいいという方もいます。実際に私の母もそ うでしたけれども、今、カードを申請しているところで、何か保険診療が安くなるみたいと言 うと、では、行ってやってもらおうかなとかという話にもなりますので、ぜひそこのところを 調べてみてください。

5点目に移ります。

本町でも11月1日から完全予約制でマイナンバーカード、マイナポイント申請支援窓口が開設されて、平日も9時から8時まで、また休日も開庁されています。私も予約して、自分でスマホでできないのでマイナンバーカードをつくりました。マイナポイントの取得にも足りないものがあったりしても、何度も丁寧に対応していただきました。ありがとうございました。

また先ほどの話に戻りますが、町民の方と話していて、こうやって日曜日でも開設しているよと、豊浦の広報誌に挟まっていましたか、出ていましたね。そしたら意外にも年齢にかかわらず、皆さん自宅に届いても広報とようらに目を通されていない方が多いのです。だから、そういうふうに日曜日も申請支援窓口がやっているという方は少ないのですよ。私は今回、自分では分かっていて質問しているのは、議会のユーチューブは視聴されている方が多いですよ。だから、これを見て皆さんに伝わったらいいなと思って質問していました。

私もそうでしたけれども、写真を撮ってくれて、マイナポイントの申請から本当に助かりました。本町の普及率は39%と伸び悩んでいるというか、そんなに行政で気にしていないのであればいいのですけれども、政府は来年3月末までにほぼ全ての国民に行き渡ることを目標としています。来年度の交付税を算定する際にも自治体ごとの交付率を反映させる考えも示しています。それで、本町もそのところを考えて、マイナンバーカード普及率アップをしなくてもいいと言えばいいのですけれども、例えばアップを目指してより一層の取組が展開されていくことと思いますが、まだ町民の方の中には、マイナンバーカードとはなんぞやみたいな、マイナポイントがどうしたと、理解に苦しむ方たちもいらっしゃいます。なので、支援窓口を完全予約制で開設しても、それ以前の問題でもありますので、任意の取得とはいえ、町民の皆様に同じ認識を持ってもらうにはどうしたらいいのでしょうか。

所管の課長にお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 現在、マイナンバーカードの普及につきましては、テレビやいろいろな媒体においていろいろとPRしております。

その中で、やはり豊浦町も現在、12月に入ってからも交付申請の方が多数来られております。 今申請の件数としては51%くらいまで伸びております。

ただやはり、まだ半分の方が来られていないという部分では、役場としてももう少し、広報とかに載せてもなかなか見てもらえないという部分もありますので、また違った方法も、マイナンバーカード自体がどのように使えるかとか、今後どのようなものになっていくかという部分をもう少しPRしていかなければいけないと考えておりますので、そういうマイナンバーカード自体の説明をしていく、申請をしていただくような内容ではなくて、あくまでもマイナンバーカードとは何なのかというところをもう一度PRしていきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 最後に一つだけお尋ねします。

町民の皆様が一番気にかけていることは、マイナポイントとかよりも、マイナ保険証にした ときに、豊浦国保病院をはじめ、近隣の伊達、室蘭の病院は使えるのかということです。まだ 医療機関でマイナ保険証が使えるところは全体の約3割にすぎないのではないかと言われていますが、そこのところを最後にお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 議員がご指摘のとおり、医療機関のマイナンバーカードを利用している保険証が利用できるところは限られております。ただ、現在、国保病院につきましては、マイナ保険証のほうが使えるような機器のほうをそろえておりますので、そこだけは確認しております。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) これで、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。
- ○議長(根津公男君) これで、大里葉子議員の一般質問を終わります。

次に、山田秀人議員の発言を許します。

山田秀人議員は、質問席に移動願います。

山田議員。

○1番(山田秀人君) 私は、5点にわたって一般質問を行います。

まず、一つ目の質問であります。

集会所の使用制限ということについて伺います。

集会所と言いますけれども、これは公の施設、公民館等々、各地域にコミュニティセンターとか、いきいきセンターとか、いろいろな名前で公の施設が存在しております。それで、町長部局の所管施設やら、それから教育委員会の所管施設、こういうものが各自治会ごとに、全部ではないですけれども置かれております。

それで、その施設において使用申請してもなかなか使えない施設があるということがよく聞かれました。それで、使用申請が自治会に委託しているため、使用の制限が発生しているところがあるということであります。公共施設の使用というのは、誰もが使用できるという施設だと思います。つまり、町民の財産ですから、主人公である町民が自由に使えるということが基本的な考え方であります。そこに制限をかけるということは、公共の福祉とか、それに反するものしかないわけですね。つまり、反社会勢力が来てそこを使うとか、そういうものであれば使用制限はかけることができるけれども、ある程度善良な市民、町民が使うことにおいては、誰もがこれを許可していただいて使用されるわけですよ。つまり、使用を許可するということは、一つの行政庁の行政処分という、そういうことになるわけですね。

それにもかかわらず、そういう使用ができない。そういうところがありますので、そのこと についてどのような認識をしているのか、それから、現状はどうなっているのか、お伺いいた します。

まず、そこについて、町長の答弁をよろしくお願いします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 1点目でございます。

集会所の使用制限についてお答えいたします。

平成30年度、教育委員会所管でありました公民館を町部局所管施設と一元管理するための条例改正を行いまして、現在、集会所、子供会館等につきましては、全て町民課で管理しているところでございます。

議員からのご質問であります会館の使用制限につきましては、公共施設でありますので、条

例に沿って管理運営されるものでございます。現在、会館等の管理運営は、自治会へ業務委託 してございまして、今後、使用制限されることがないよう通知、指導してまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今、町長の答弁にありましたが、管理は全て町民課の所管になったということであります。

それで、たまたま今の答弁でありますけれども、子供会館などで、船見町の子供会館の事例を申し上げますと、自治会に管理委託されていますから、自治会の鍵とか申請を受けているところに持っていきますと、いや、山田さん、実は借りられなくなったのだと。自治会の会員とかは使えるけれども、あとの人たちにはちょっと貸せないのですよと、そういう話になるのです。それはどう考えてもおかしい話ですよ。

所管の町民課長はそういうお話を聞いていませんか。

そういうことなのですけれども、どうなっていますか。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 今、議員からご質問がありました船見の子供会館の事例につきましては、先日、各船見の東西の自治会長にお話を聞いて、その内容を聞いておりました。

その上で、今年の春まではきちんと一般的な方の使用も制限せずにやっていたのですが、今年の春になってから、子供会館を管理していただいている方が高齢になり、なかなか一般開放の部分までを、鍵の管理がちょっと難しいということで、自治会の中で協議が行われて、現在、その後任の方を決める話が始まっているそうです。その中で、後任の方が決まり次第、以前のような一般的な開放もしたいというお話を伺っております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 確かに、貸し借りの事務手続は自治会に委託しているということは分かります。でも、それができなくなったわけですから、委託しているということは、行政処分をする自治体においてそれができなくなったのと同じなのですよ。それは、町部局の公の施設を町民に使わせるための自治体ですから、地方公共団体ですからね。それをしないということになってしまうのです。行政処分をしない、許可しないということです。受け付ける人がいなくなった、後任が見つかるまでこれはストップですということで、公の施設を貸し借りするに当たって、自治会が貸さないということは、全く自治会の任務を遂行していないということになるわけです。そう思いませんか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 私も自治会長との話合いの中で、あくまでも一般の方に貸し出しも可能な施設でございますので、そこができないということは、自治会での委託業務管理ができないという話になることをお伝えし、そうなれば、自治会と会館の委託契約をすることができなくなるので、そこはすぐにでも改善してくださいというふうにお話をしておりますので、その部分は早急に改善されると思っております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ですから、改善してくださいと自治会に言っているわけですから、それができなければ、もう受託者である、責任ある地方公共団体の豊浦町が直接申請を受けて貸し借りをすると。そういうふうにしないと、いつまでたってもその施設は決まるまで貸せないことになるのですよ。

つまり、これをよく考えてみると、この集会所を使うということはどういうことかというと、 大変重要な話なのです。集会所は、集会という住民の人たちが様々な意見に接して自分の考え 方とか人格を形成して発展させていく役割を担っているのですよ。集会という行為もです。で すから、これを制限するということは、憲法第21条に抵触するということにもなるのですよ。 そういうことをご存じの上でそういうことをやっているのですか。そこまで行くのですよ。

たまたま私が、ある住民の人たちが借りに行ったけれども、実は貸し借りの事務を受託している人がいませんので貸せませんと言われて、戻ってきた。そうしたら、裁判所に仮処分の申請をしたとして、そういうことで貸してくださいとなったときに、どっちが有利だと思いますか。そういうことになりませんか。自治体が貸し借りのことをきちんと管理しておれば、常に貸せる状態にしなければならないのですよ。そこまで考えなければならないのですよ。どうですか。

副町長でもいいし、町長でもいいけれども、そういうことになるのですよ。施設を貸すとか貸さないというのは、税金を課税するのと同じなのですよ。そこまできちんとやらなければ駄目なのです。

ということは、いなかったら役場の窓口に来て申請してくださいと、どうしてそこをやらないのですか。隣の洞爺湖町はそういうところがたくさんあります。それで、申請の受付は、洞爺湖町は役場の窓口でやって、掃除とか何とかは自治会でやっているのです。そういうところもあるのです。

ですから、申請する、受けるところがいないからといって、貸せないのだということにはならないのです。ぜひそれはしっかりと考えて、そういう処置、処分をしなければならないということになりますよ。分かりますか。いかがですか。

課長は、説明員で、実際に行政処分をする立場ではないですから、やはり最終的には町長なのです。そういうことになるのです。ですから、こういうことがないようにきちんと管理をしなければならない。そして、条例もそれに基づいて制定されているわけです。

ということですから、町長、お答えください。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 委託するには委託者と受託者といるわけでございます。

かといって、受託者ができない状況に陥っているという現状かなと今思ってございまして、 その辺につきましては、すぐにでも、できるだけ早く使用制限がなされないように取り組んで いきたいと思っております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** これは、早急に取り組んでください。来年度からとか何とかではなくて、もう明日からでもいいですから、そこの家に行かなくても、駄目だったらきちんと役場の窓口で対応して、あとは掃除のほうはどういうふうにするかは分かりませんが、それはそれでやってください。ぜひそこは完全に履行するように、まずこのことについては言っておきます。

蛇足ですけれども、この公共施設というのは、大きな問題というか、例えば労働組合の大会をやるとすれば会館とかホールを借りて、そこでもっていろいろとすったもんだするというところまで発展するのです。それと同じなのですから、ぜひそこは考えておいてください。きちんと肝に据えて、その貸し借りというのは行政処分の一つですから、ぜひお願いします。

それでは、二つ目に行きます。

次は、福祉灯油の問題です。

今、北海道の冬の生活に欠かせない灯油の価格が高騰しています。経済産業局に「北海道の

地域別灯油価格」というものがあるのですが、去年の10月初めには、この灯油価格が100円だったということですが、今年は既に121円と上昇しているということです。昨年は、道内179市町村のうち、札幌市を除く178の市町村で福祉灯油事業が実施されました。旭川市では、昨年は1万円、生活保護世帯は5,000円だったのですが、今年は生活保護世帯も含めて2万円に引き上げられています。それから、石狩市でも2万円に引き上げられました。それから、士別市は、全世帯に家庭応援燃料券を1万円分送付しています。札幌市は今年も市民の声に背を向ける姿勢を取っています。

全道で、福祉灯油の実現ということでは、昨年よりも対象の拡大、それから金額の引上げが 行われております。

豊浦町は、福祉灯油給付事業に関する実施要綱が平成21年に定められております。極めて進んでいるということで、本町としても自負しているところだと思います。しかし、支給の対象に生活保護世帯が除かれているわけです。先ほども申し上げたように、旭川市とか石狩市は生活保護世帯も対象としているわけです。よって、豊浦町の給付事業の要綱を改正して支給対象にすべきではないか、また、その支給量を増やして、低所得者の皆様に冬を乗り切ってもらう、こういうことをしてはどうかということであります。

伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 2点目の福祉灯油についてお答えいたします。

1点目の生活保護世帯を支給対象にすべきではないかについてですが、他自治体の取組につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や北海道の市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金、地域づくり総合交付金等を財源として実施しているものと確認してございます。

近隣の自治体におきましては、福祉灯油の給付としての支援のみを行うところや、生活支援 給付金の給付のみ行うところ、従来の支援事業と併せて支援を行うところ、支援するものも、 現金や地域商品券、灯油を現物のみで支給するなど、自治体によって支援策も様々な状況でご ざいます。

本町におきましては、高齢者世帯等地域生活支援事業給付金として、生活保護世帯を含む非課税の高齢者、障がい者、ひとり親世帯に対し、1万2,000円の給付を9月から実施しております。既に実施している高齢者世帯等地域生活支援事業給付金、また、今後実施予定の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付につきましては、物価高騰による影響を迅速に緩和するべきものとして、生活保護受給世帯も支給対象となっておりますが、福祉灯油給付事業につきましては、例年どおり、生活保護受給世帯は対象外とさせていただいております。

このことにつきましては、生活保護受給世帯には、生活扶助費に冬季の加算が11月から3月まで支給されますので、重複した支援となることを避けるため、対象外とさせていただいております。生活保護費における生活扶助費及び冬季における加算額を含めた支援が適当な額であるかにつきましては、様々なご意見があるかと思いますが、近隣自治体の生活困窮者に対する支援施策も把握し、町として適切な支援の在り方を今後も検討してまいります。

2点目の福祉灯油の支給量についてですが、当町では1世帯当たり150リットルとさせていただいており、灯油単価が高騰いたしましても、支給する事業内容となっております。他の自治体におきまして200リットルの支給を行っている自治体もあるようですが、給付対象要件が当町よりも異なる要件であったり、今年度のみ一時的に行っていたり、支給量ではなく、金額で上限を定めていたりなど、比較が困難ですけれども、町民の生活状況や町財政も考慮し、必要な

支援を検討してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) まず、一つ目のご回答の中で、生活保護は除外させていただいているということです。重複した支援となるという言い方なのですが、11月28日に北海道議会保健福祉委員会が行われて、道の保健福祉部はこんな回答をしているのです。昨年度の助成方法や金額を参考にして、全市町村での実施を働きかけている、まずそういうふうに答えているのですね。そして、昨年並みを維持する方向を示したわけです。

さらに、北海道の補助対象として、住民税非課税世帯を対象にしていますが、ここが重要なのですけれども、今般の物価高騰は生活保護を利用している方々の生活にも大きな影響を及ぼしている、こう述べているのですね。そして、北海道は、この対象範囲を超えて生活保護世帯や住民税均等割世帯にも拡大しなければいけないのだという答えです。それから、ほかの自治体や地域でもこういうことをやっているので、道の事業も、こういうものを活用しながら、大いにその地域事情に応じた積極的な取組を働きかけたいのだと、道の部長がおっしゃっているのです。そして、いわゆる物価高騰が生活保護世帯に大きな影響があることから、物価高騰時の特別基準額の設定を国に粘り強く要望していく、こう語ったのですよ。

つまり、生活保護というのは生活保護基準というものがあって1と2、プラス冬季加算というのが基本的な生活保護の支給の大体の内容です。私も生活保護の内容をちょっと勉強させていただきましたけれども、そういうことになっているのです。生活保護の基準というのは、社会保障制度をどんどん下げていくという中で、5年前に改定されて下げられたのですが、そういう中でつくられた基準なのです。ですから、道は特別基準の設定を国に要望したいということで言っているのです。ということは、今の生活保護の基準は低いのだということですよ。

そして、冬季加算制度があるといっても、この冬季加算というのは、灯油代のみの給付を指しているのではないわけです。つまり、実態として、冬をしのぐためには、いろいろな生活をするわけです。だから、実態生活上、冬場を越せない、こういう物価高騰が生活にかぶさってくるわけで、そういうことになっているのです。

先ほども申し上げたように、生活保護基準は5年前に改定されて、物価高騰による消費実態に見合っていない状況であるということになるのです。だから、道も考え方を変えて、福祉灯油事業の対象にすべきだということまで今回の道議会の保健福祉部会でも答弁しているのです。ですから、これは時代というか、流れが変わったのですよ。町長、潮目が変わったのです。これからお考えになってください。どうですか、ご検討する気持ちはありませんか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今回、物価高騰ということで、道の保健福祉部も考え方が変わってきたという言い方でございます。

一つは、今まで豊浦町は、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、先駆的な取組として行ってきました。それも、当初はたしか100リットルということでしたが、それを150リットルと上げさせていただいて、現在に至っているということでございます。このリッター数につきましては、先ほども答弁しましたけれども、灯油の価格に変動することなく、150リットルを給付させていただいておるわけでございまして、その辺につきましてはご理解をいただければなというふうに思ってございます。

今後につきましても、まずこの150リットルを堅持していけるような、そのような考え方でおります。なかなか200リットルというのは現状ではどうなのかなと思いながらおりますけれども、

これも今、物価高騰のこと等々を考えていくと、果たして150リットルでいいのかなという思いもありますし、全体的な物価高騰ということを鑑みながら考えていかなければならないと思ってございます。

また、生活保護者の冬季加算でございますけれども、当然、冬季加算ですから暖房代として加算される手当でございまして、これにつきましても地域によって加算の額が異なるというふうになってございます。その中でも、主に三つの要素がありまして、地域区分、地域等級、世帯人数によって毎月の冬季加算の額が変わってくる状況でございまして、当然のことながら、3人世帯だと1人世帯よりも広い住居に住まわれているということで、それだけ多くの灯油が消費されるということから、世帯数によっても変わってくるというふうに思ってございます。

これは合っているか分かりませんけれども、先ほどの答弁の中で11月から3月までの支給と言いましたけれども、私の記憶では、10月から4月まで支給されることになるのではないか。ちょっと記憶が定かではございませんけれども、その辺も含めて、実態も鑑みながら考えていかなければならないのかなという思いです。

いずれにしても、物価高騰につきましては、いろいろな方々が影響を受けているということでございます。先ほど議員がおっしゃられましたけれども、住民税非課税世帯についてはやっておりますし、今回は均等割についても行っていく方針でございますので、できるだけ物価高騰に対応して、町民生活ができるように、充足できるように、これからも取り組んでいきたいと考えてございます。

#### 〇議長(根津公男君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 町長から生活保護基準のお話をいただきましたが、結局、冬季加算というのはあるけれども、実態生活と合っていないということなのです。1人世帯一万幾らとか、全て金額があるのですよ。そして、今、等級を廃止するということなのですからね。東京は一番住んでいるのに、生活費が高いからそこを基準として、田舎は生活の基準がもっと低いのではないかと、いろいろな格好で等級に差をつけているわけですけれども、今の物価高騰というか経済状況では、そういうことにならないのです。そうなっているものですから、それも変えなければいけないということが問題になっているのです。ですから、道のほうも特別加算を考えなければならないということまで言い出しているのです。

ですから、ぜひそこは十分参酌して考えていただいて、確かに150リットルを維持するというのはとてもいいことです。

これは、150リットル、200リットル、そして生活保護世帯にもこの考え方をきちんと明らかにするというよりも、生活保護世帯も対象にするということも含めて、地域の流れ、そういうものを察知しながらこの事業を遂行すべきだと思います。

自治体というのは、低所得者にどう安定した生活をしてもらうかということです。お金のある人は何もしなくていいのです。

ということで、今回は福祉灯油ですから、150リットルを何とかしたいと。お金の使い方をきちんとしていただいて、ほかに余計なことに浪費しないで、こういう地方自治の福祉、住民の福祉の増進というのが地方自治の一番の目的ですから、それにたがわず、それに沿った行政をしていただきたいということであります。

2点目は、以上であります。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時02分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 山田議員。

○1番(山田秀人君) 3番目は、学校給食の無償化についての質問です。

この質問は、令和3年9月会議、その前は平成30年12月会議でもしているところであります。 ただ、事情が大分変わってきたわけでございまして、これまでの現状を見ますと、2021年9 月では1食当たりの単価とか、それぞれ答弁なさっていたわけであります。1食当たりの単価 は小学生で240円、中学生で290円というご説明で、月額で言うと、小学生3,800円、中学生が4,600 円ということでありました。

そういう中で、平成29年度から、保護者の負担軽減として、子育て支援事業ということで、 給食費の半額助成を行っていました。これは、子育てに厚い豊浦町だということで評判が高い 事業でありました。学校通学費の補助と18歳までの医療費を町が負担するというのは、福祉の 分野では大きな働きをしていたわけです。

そこで、令和3年度の学校給食の負担軽減給付事業の実績を見ますと、総額で320万円というのを令和3年度の決算の資料の中で捉えることができました。これは、地方債、起債事業として行っておりまして、320万円の総額ということです。対象は、小中学校を合わせて137名、小学校が100名、中学校が37名という、こういう内訳になっておりました。

それで、これまでに学校給食の全額無償化を実現したのは2017年で、今から5年前は76自治体だったのですが、今では、223市区町村、北海道では46自治体で実現しております。

一方、文部科学省は、今年の9月9日、急激な物価高騰の影響を受けて、全国で8割を超える自治体が学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいるとする調査結果を公表しました。この文科省の調査結果によると、学校給食費の保護者負担軽減を実施または予定している自治体は1,491自治体の83.2%に達したということで、8割以上が何らかの負担軽減を行っているという調査をして、そういう実績を公表したわけです。

そして、永岡桂子文部科学大臣は、9月9日の記者会見で、全国の自治体に対して、物価高騰を踏まえ、引き続き臨時交付金を活用した学校給食費の保護者負担の軽減を進めるよう促したいということまで語っています。

これは、物価高騰による学校給食費の値上げ圧力が高まる中、その経営を直撃する子育て世帯の方々の声が大きな世論となって、全国の自治体を動かしたという結果になるのではないかということです。

そして、本町も、また潮目が変わったのです。大きく無償化への流れが全国的に起きており、ゆえに、本町も、保護者負担をゼロにして、来年度からでも実施すべきではないかということがこの質問の趣旨であります。

ご見解を伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 3番目の学校給食費無償化についてお答えいたします。

令和3年定例会9月会議の一般質問において答弁させていただいた内容と同様となりますけれども、平成29年度から、保護者の負担軽減として、子育て支援事業において給食費の半額助成を行っているところでございます。

次年度以降も引き続き、現在の取組を継続してまいりたいと考えているところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 何か町長から三くだり半を突きつけられたような気がしまして、本当にこれは町長が書いたのか、町民に手厚い政策を打っている町長の答弁かなと思ってびっくりしているところです。前に言ってから大して変わらないのだから、あとは黙っていろというような回答で、驚いたわけであります。

昨年の9月会議の一般質問でいろいろと質問したのです。とにかく、今言ったように、小学生や中学生にどれぐらいかかっているのだというお話をして、そういうご回答をいただいたのです。そして、このときも取組を継続していきたいということであります。

それで、令和3年9月の会議録を精査してみましたら、無償化を導入の時期はいつなのか、 やるのかやらないのか、考えていないのかどうかということを私は質問しておりまして、町長 の答弁は、財源が確保できた際は無償化を考えていきたいというものでございました。その時 点では厳しい財政状況下でございました。去年の9月ですから、いろいろとありましたから、 何としてもまずは現状の半額を継続してまいりたいと考えているということでした。今回もこ の答弁をそのまま引き継いで言っていただいたということで、ああ、そうですかと私が言うわ けにはいかないのです。

そこで、学校給食の半額助成をしておりまして、この効果はどういうふうに捉えているのですか。これは担当の所管の課長でよろしいと思いますが、町長が詳しいことを一々把握しているわけではありませんから、その効果等はどのようになっていますか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 効果ということですが、保護者の方々におきましては、教育 委員会サイドから言わせていただきますと、基本的に学校給食法で給食に係るものにつきまし ては、児童生徒の保護者から負担するということが給食法の中ではうたわれてございます。

先ほど議員もおっしゃられたとおり、子育て支援ということで半額助成となってございますので、保護者の方々から見れば、半額の助成ということであれば、子育てということで助かっているのではないかと教育委員会としては感じているところでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 学校給食というのは、学校給食法という法律があるのですね。これは教育の一環であるという大前提があるわけで、学校給食法の保護者負担と運営に係る設置者負担というのは明確に分かれているのです。保護者の負担というのは、何を負担することになっていますか。
- ○議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 給食法第11条の中で、学校給食に係るもろもろの施設や設備に関する経費以外の学校給食に要する経費ということで、この部分は児童生徒の保護者の負担とするということになってございますので、基本的に給食の部分は保護者負担というように考えているところでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) もっと具体的に言ってくれませんか。設置者負担といってもいろいろあるわけです。設置者負担というのは、いわゆる自治体です。豊浦町です。ですから、学校給食法施行令によって、設置者の負担すべき運営に係る経費というのはいろいろあるわけです。そういうことを押さえていると思うのですが、どういうふうになっているかということです。それから、保護者負担となっている主なものとは何かということです。そういうものを所管と

しては捉まえていますか。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 先ほどは説明不足で申し訳ありませんけれども、基本的に、保護者負担につきましては、学校給食の給食センターのほうの予算の部分でいきますと、賄い材料です。賄い材料として1,400万円弱で、お米とか、パンとか、もろもろの要は児童生徒に係る1日の1食当たりのカロリーに相当する食材の経費については保護者負担、それ以外については町のほうで人件費、設備ということで、賄い材料以外は町で負担するということで理解しております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** そうなのです。保護者負担というのは食材費だけなのです。あとは設置者負担なのです。しかし、地域によっては、とんでもないところもあるのです。検査用の食材費を保護者負担にしているところもあるのですが、我が町はどうなのですか。そういうふうにはなっていないでしょう。改めて伺います。
- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 繰り返しになりますけれども、私どもの場合は食材費のみの 負担となってございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** そういうことで、施行令、学校給食法に基づいてやっているということであります。

この事業は総額320万円ということで、これは起債事業になっていますが、予算書を見るとど ういう考え方になっていますか。半額補助ですから、半分は納めている、保護者から負担をい ただいているということですから、それは収入として入っている格好になっているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 半額助成となってございますので、保護者からは2分の1の助成ということで申請をいただきまして、それを基に、私どもで2分の1減額したものを保護者に請求しております。ですから、保護者については半分いただいております。残りの半分については、ソフト事業ということで、起債で賄うような形で町で申請して、今、山田議員が言いました320万円で言いますと、合わせて640万円が収入として町に入るという考え方です。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) ということは、これを全部無償にするといったら、総額で1,200万円という事業費になるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** このほかに準要保護という世帯がございます。それにつきましては町のほうで負担してございますので、今年の賄い材料の予算でいくと、1,360万円ぐらいを予算計上してございますので、全額無償ということであれば、その分を保障する形になると思います。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 今の保護者の年間負担は、文科省の調査ですが、全国平均で、公立の小学校では1人当たり4万7,773円、公立の中学校では1人当たり5万4,351円という重い負担となっているのです。中には、親が給食費を払えず、給食を食べない子もいるのだ、だから、無償化を求める願いというのは急速に広がっているという全国的なケースも見受けられるということです。

豊浦ではそういうことはないでしょう。給食費を半分も払えなくて、給食が当たらないということはございませんね。伺います。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 現在のところ、滞納しているような世帯もございませんので、子どもについては給食を食べている状況になってございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 全国的には、署名や議会請願が各地で展開されて、大きな成果といいますか、無償化につながっているところがあるということです。群馬県、福島県、長野県、青森県では全額無償化、半額無償、一部補助と、多数の自治体が負担軽減を図っているということで、豊浦町もその範疇に入るわけです。

事例として、無償化しているところは結構あるのです。北海道の上ノ国町は、そのほかに医療費無料とか難病者の遠方通院の交通費、宿泊費無料、給食費とあります。足寄町は、高校生まで給食費が無償になっています。群馬県のみどり市は、食育推進として給食費の無償ということになっています。

結局、給食費の無償化の自治体というのは、今、こういう事例として行っているところから話を聞くと、おいしい給食なのだというまち自慢をしているのです。うちのまちは、無償化をしているけれども、おいしい給食なのだというまち自慢ですね。それから、子育て支援が充実すると若い世代も増えていくのだということになっているわけです。そのようなことが言われています。

そういうことで、若い世代が増えて町が活性化するということですが、自治体規模にかかわらず、大体総予算の1%未満で給食費無料化は可能なのだと。大きい村や町、1,000人規模、2,000人規模でも、そういう僅かな額で無償化が実現できているという状況です。

それから、今年10月7日の国会答弁では、岸田首相が参議院の代表質問に答えて答弁しています。学校給食法は自治体判断の全額補助は否定していないという答弁をしています。いわゆる無償化を阻む唯一の理由はもう消えてしまったということになるわけです。つけ加えて言えば、国が初めて給食費に交付金を出したわけであります。

それで、コロナ禍の物価高騰対策や交付利用自治体は100を超える自治体になったのだと。期間限定の無償化も実現したと。県庁所在地では高知市や奈良市、それから高松市ということになるわけです。要するに、国や都道府県がお金を出せば、自治体も一気に実現できるということになるわけです。ですから、国も自治体も給食費無料化を推進する時期に来ているのだということです。

豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進として取り組むためには、義務教育と平等な教育環境の構築の観点から現在の取組を継続するのではなく、無償化に加速する、そういうふうに舵を取るべきではないかということですが、いかがお考えかということです。

三くだり半の回答はありましたけれども、そういう中で状況が変わってきたということでありますし、岸田首相の答弁もありますので、ぜひ実現化に向けて進んでほしいのですが、もう一度、町長の心強い答弁を求めるものであります。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

**○町長(村井洋一君)** 給食費の無償化は、私もできればやってみたいという気持ちはずっと 持っています。しかしながら、9月にも答弁したように、財源のこともございます。ほかの子 育て支援もやっておりますので、そのバランスも見ながらということになろうかと思います。

いずれにしても、特に上ノ国町のことは私も知っておりますし、先進的な子育て支援をして

いる自治体でございます。そういったことも見ていますが、残念ながら、胆振管内の11市町については無償化をしてございません。これからいろいろな形で意見交換をしながら、この辺も含めて検討していかなければいけないのかどうか、まずは管内の方々にご意見をいただきながら、どんな考えを持っているのかということも含めながら考えていきたいと思ってございます。以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 管内では、厚真町がやっているのです。私は、この間、共産党の議員 団会議でいろいろな議論をした中で、胆振管内は厚真町がやっているというお話でした。ぜひ それに向けて、金額は少ないですから、全体の予算のバイオガスよりもずっと少ないですから、 ぜひご検討して、来年4月にはこの補助事業をやりましたということで、ますます村井町長の 点数が上がるように予算編成を期待するものであります。

次に、4点目の質問ですが、交通安全対策ということであります。

豊浦町の交通は、国道、道道、町道、いろいろな道路を人が歩いたり車の走行があります。特に近年は、カーナビの普及が多くなりまして、いわゆる最短距離を機械が自動的に出すのです。目的地を入れると、どこの道を通れば一番時間が短く行けるという機能が車に標準装備されています。特に、豊浦町は、札幌 – 函館間の230号線から来て国道37号線を通る近道があるのです。ちょっと向こうの道の駅を回って国道37号線に出ればいいものを、今のシュタイナー学園いずみの学校のところから降りてきて、豊浦小学校の前を通って国道37号線に出るのです。そういうルートで、これからの正月、年末年始、5月の連休、最近は3連休とか4連休が年間に結構ありますから、結構走行するわけです。そのたびにあの周辺に住んでいる住民の方々、また、その住民の方々ばかりではなくて、通学する小学生や中学生の交通安全対策といいますか、車に大変注意しながら登下校をしているわけです。

前々から、騒音や、30キロ制限にもかかわらず60キロも出したり、また、函館方面から札幌へ向かって、道道豊浦京極線に抜けて、230号線へ行ってしまいます。そういうルートを使うわけですが、豊浦小学校の道路、町道豊浦中学校線を通るわけです。

最近は、カーナビも通るのが分かってきて、今度は、豊浦小学校線といいますか、ラーメン 橋のところから入っていって、中学校のところを通って豊浦中学校線に行くというルートも示 すのです。

ですから、通行する量は非常に増えていて、使う路線も1路線でなくて2路線にも3路線にもなってしまうという通行状態なのです。さらには、地域住民に騒音で迷惑がかかっていて、交通違反をしてもお巡りさんはさっぱり来ないので、腹が立って近隣の住民の人たちが止めて、おまえは何をしにそんなところを走っているのだというところまで……(地震による警報音あり)

〇議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時30分 再開 午後 1 時36分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 交通量が非常に増大しているわけですね。 ですから、この対策として、通学の児童生徒、町民への安全対策と走行車両の違反取締り強

化の警察への要請など、夏の交通量調査の成果なども伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 4点目、交通安全対策についてお答えいたします。

1点目の違反取締り強化の警察への要請についてですが、伊達警察署交通課へ面談による要請を行いました。

結果といたしまして、移動式オービスによる速度違反の取締り等を踏まえた内容を警察内部 で協議する方針との回答を得てございます。詳細な取締り内容や時期等については未定とのこ とでございます。

2点目の夏季の交通量調査の成果についてですが、国土交通省の貸出しハンプを設置した上で、その設置前と設置中の交通量や速度の変化等のビッグデータを利用した成果が届く予定が12月から1月にかけてということでございますので、成果が届き次第、広報、ホームページ等でお知らせをいたします。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 1点目の警察署で協議して取締り等を協議するということですが、速度違反もさることながら、横断歩道の設置とか、標識等の箇所とか、実際は町がやるものではありません。公安委員会、北海道警察が主体者となってやるわけで、自治体としては、あくまでも近隣に住む住民として要請するというもので、実際に交通規制を執行する、取り締まることはできないわけですが、そこに住む住民としては大変な迷惑をこうむっているというのが実情なわけです。

そこら辺の事情もお巡りさんのほうには、北海道警察といいますか、伊達署とはお話しした と思うのですが、そこら辺までお話ししたのですか。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **○地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 伊達警との協議を行ったのが11月とごく最近なのですけれども、その中で、まず1点目は速度の取締りということで、これは以前からもお願いしていて、警察としては普通の速度測定器を用いた取締りですと、その違反者を引き込む場所といいますか、こっちへおいでと警官が呼んで停車させて、いろいろ聴取を取る場所が必要なのですが、あの路線に関してはそれがないというお話は以前から伺っていました。

その中で、今回、移動オービスということで、違反者を撮影して、後でナンバーとか顔写真等を基に違反の通知が来るというものだと思うのですけれども、そういうものを設置することが可能かどうかと。というのは、移動オービスは道内に数台しかないということで、警察内でも交通量の多さや歩行者の多さ等でその辺の優先順位があるということです。そしてまた、地域住民の声という部分に関しては、今回は開発局からハンプを貸出ししていただいて、そのハンプを設置したところに一番近い公営住宅の方に聞き取りをしました。

その中で、騒音とか、大型車がうるさいとか、それはハンプを設置したことによってどうかということや、それ以外の対策等で、そのアンケートの中には、先ほど議員が言っていたように、カーナビの案内経路から外してもらうのはどうか、大型車両を完全に進入させないのはどうか、追い越し禁止路線というセンターラインを黄色くしたらどうか等の意見もありまして、その辺もこの面談の中では伝えております。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今年の秋口ですか、5トン以上のトラックは一方通行です、上に上が

れませんという標識が町民グラウンドの下のところに立ったのです。これはご存じでしたか。 それは要請して立ててもらったのですか。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) これは、実は以前からあったのです。

37号を長万部から来てあの交差点を左折は、5トン以上はできません。また道々、札幌から来たときに、右折してシュタイナーのところには5トン以上は駄目ですというものが前々からあったのです。そこを警察に言って、これは規制なものですから、公安委員会の管轄なので話したところ、国道側に関しては目立つような形で設置し直してくれたというのが事実です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) もう一つ、手前の道路から、ラーメン橋の役場の前の道路から入る人もいるのです。だから、抜け道をちゃんと探して、そっちも通ってしまうという状況なのです。これは、住民運動もさることながら、行政も大いに展開していく、なおかつ、交通安全協会は豊浦町にもうなくなったのですか。隣の町はいろいろな人が立って、あそこで旗を振ったりするのですけれども、そういう住民組織みたいなものはもうなくなったのですか。
- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) 豊浦町交通安全協会もまだございます。

そして、交通安全指導員という役場の臨時職員的な扱いの人たちもおりまして、この中学校 線の給食センターの付近で、交通安全週間にはマイカーに赤い回転灯をつけて交通安全の注意 喚起を今年度も行っています。それは、交通安全協会の職員と交通安全指導員の方々で行った ということです。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) あの30キロ制限の道路は、毎日パトカーのように交通安全協会の車が 走らないと、なかなか規制になりません。なおかつ、自衛隊の大きい5トン以上の車が走って いるときもあるのです。自衛隊はそれは関係ないのかと思いながら見ているのですが、甚だひ どいところがあるということですから、ぜひこの辺は交通安全対策にきちんと取り組んでいき たいということです。

交通安全対策費の予算というのはどのぐらいの計上になっているのですか。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) 交通安全対策費ですが、本年度の当初予算は282万6,000 円です。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** この件については、常任委員会でも所管調査するということになっておりますので、さらに事情をもう一度詳しく調べながら、議会としても対策を取っていきたいと思っていますので、次の質問に移りたいと思います。

最後の5番目は、ホタテ貝の残渣水の処理です。

4月以降の残渣水処理とその処理に係る費用はどのぐらいになっているのか。そして、排出 者費用負担割合も含めて解決しているのか、伺うものです。

それから、今回の教訓を念頭に置いた雑物処理について、12月から3月までのホタテ貝水揚 げ時期の雑物の処理方法は確立されているということですが、再度伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 5番目、ホタテ貝残渣水処理についてお答えをいたします。

1点目の4月以降の残渣水処理と処理に係る費用は、排出者費用負担割合も含めて解決して

いるのかについてですが、まず、残渣水及び水産残渣物の処理につきましては、3月から9月まで実施しており、これにかかる費用につきましては、合計で1億3,515万6,185円であります。また、4月から9月までにかかった処理費用につきましては、12月12日にいぶり噴火湾漁業協同組合と負担割合を協議したところでございます。

ざっくりですけれども、その表についてでございます。

横軸の残渣水につきましては、3月から6月までの4か月間で合計7,108万6,685円でございます。その右隣、水産残渣物につきましては、7月から9月までの3か月間で6,406万9,500円でございます。その右隣の合計としまして、3月から9月までということでございまして、先ほども言いましたように、1億3,515万6,185円となってございます。

2点目の今季12月から3月までのホタテ貝水揚げ時期の雑物の処理方針は確立されているのかについてですが、本年10月5日付で策定しました廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反再発防止対策により、処理方針に基づき対応してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 1億3,500万円という金額ですが、これは全て町が負担するという考え 方ですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 先ほど町長が答弁しました1億3,500万円というのは、3月分が入ってございまして、それは既に令和3年度でお支払いしていますので、それを除いた1億100万円について12月12日に負担割合をどうするかという協議をしたところですが、町の考え方としては、2割負担でということでお願いをしてございます。

その協議の結果、一度持ち帰るということで、漁組さんのほうでは部会に諮って、その結果 を1月には再度協議したいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 協議しての後がちょっと聞こえなかったのですが、何割負担にしたいということでしたか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 漁組が2割で、豊浦町が8割という希望でお話しさせていただきました。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** これは、想定外のことだから、新たな協議ということかもしれないけれども、ホタテ生産部会に諮って、それで納得をしてもらうという格好でいると思うのですが、折り合いはつきそうなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 12日の協議のときに、漁組さん側からは1割程度の負担でお願いしたいという要望がありました。ですから、部会にも諮ってどうなるかということですけれども、今のところ、そこは分かりかねます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 今、ホタテの生産も大変ということであります。

町として、自治体として、一般処理の廃棄物をどうするかということですから、十分慎重に答えて対処して、産業廃棄物ではありませんけれども、排出者負担ということを表に出すと、 一般廃棄物の考え方が産廃と同じだとなりますから、そこら辺は十分理論的に考えて対応して いただきたいと思います。

それで、2点目の今後の処理方針ということで資料要求して、10月26日に全員協議会でこの 書類をいただきました。

不法投棄された経過表というものを9月22日の全員協議会で提出されましたけれども、これはかなり生々しく、何百回も投げたというふうになっています。すごいなと改めて思ったのですけれども、令和3年1月から4月1日までに礼文華漁協において処理した、これが484回あったとここに書いています。そんなようなことです。

そして、最近見かけたのですが、残渣水をトレーラーに積載したものが何個もあって、コンビニに止まっていたのです。最近見かけたのですけれども、これは何か処理をしているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 残渣水については、今のところ、どこにも運んでもいませんし、処理もしてございません。施設内でレーンにかけて処理をしている状況です。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) そうすると、あれは、全然関係ないものだったのかもしれないし、バイオガスの液肥だったのかもしれないし、そこは定かではないけれども、四角い立方体のものです。五つぐらいが2列にトレーラーに積まれていた状況でした。それで、あそこのことかなというふうに推測したということです。

あとは、今のところは発酵レーンでかけて、発酵を促して処理するという格好で残渣水は収まっているということですか。あふれるということはもうないのですか。今のところはどうですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** レーンのところに地下タンクが二つあって、合計で約300トンですけれども、そこを今のところ半分、両サイドですけれども、高さが2メートルありますけれども、約半分1メートルぐらいの高さで終わっているという状況です。

まだまだ余裕がありますし、雑物に関しましても、それほど多くないというか、ADMの保管庫内もかなり余裕がありまして、そこから雑物は何日かに1回運んでいますけれども、それほど水も出ていない状況ですので、今のところは心配ないと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それで、発酵させたものを半製品、それから製品という、道の駅に行ったら製品が置いていないのですけれども、今はつくっていないのですか、どうなのですか。 売っていないのですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 正直なところ、つくれていなくて、いつでしたか、実は私もつくるのを習いに行きまして、私と副町長2人で、副町長も自ら手伝うよと言ってくれまして、30袋ぐらいつくりました。それは道の駅にはまだ置けていないのですけれども、今後またつくる予定ですので、ある程度、数がそろったら道の駅のほうにも置きたいという考えでいます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ちゃんと発酵して、きちんとそのレーンからまた1か月後、きちんと 計画どおりに運ばれているのでしょう。それは発酵しているということになっているのでしょ う。どうなのですか、していないのですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- ○水産商工観光課長(長谷部 晋君) レーンで25日間かけて発酵させて、製品になるのですけれども、ただやはり、まだちょっと水分が多いので、製品保管庫のほうに保管して、日数的には分からないのですけれども、ある程度水が切れるぐらいまで、表面が乾いている状態になるまで置いて、それを本来はすぐ製品にするべきなのでしょうけれども、現場のほうもなかなかできていなくて、私どものほうでつくりに行ったという状況です。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ということは、あそこで作業する人がいなくて、結局、うまく雑物が 堆肥化できないということになってしまうおそれがあるのではないですか。そうであれば、人 をもっと入れていろいろなことをするなどしないとまずいのではないですか。どうですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 人的なところで言うと、現場はぎりぎりのところで動いていただいています。予算のこともありますので、私たち職員も一応、現場のほうに行って手伝いたいなとは考えています。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それはちょっとまずいのではないですか。もう早急に手を打ってきちんと処理しないと、またどこかに不法投棄するとか、何だかんだといろいろなことが出てくるから、少し人を雇って、人件費を投入してでもいいからある程度しないと、またおかしくなるのではないかという気がするのですよ。

だから、きちんと再発防止対策ということでつくったのでしょう。そういうこともいろいろ 言われているわけですから、これをきちんと遵守するということにしなければいけません。

副町長はこの処理対策の関係ですから、そこら辺はどういうふうな考え方といいますか、捉まえ方をしているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** ただいまの再発防止対策についてでございますけれども、10月上旬にご存じのとおり、再発防止対策のほうを整理させていただいております。これをもって、二度と同じようなことを繰り返さないようにということで整理したものでございますので、これはきっちり対応していきたいというふうに考えているところでございます。

やはり私どもも漁組さんとは委託者、受託者の関係でありますから、情報交換というか、コミュニケーションも大事にしながら施設運営をしていくというところを念頭に置きながら、業務を進めていきたいというふうに考えております。

また、製品の製造といいましょうか、肥料づくりについても、人を雇って作業するということも考え方としては当然ありますし、今まさしく肥料をつくる方策について検討、頭を悩ませているところでございますので、これは本当に出口議論になりますので、肥料をきっちりつくっていかないと、また施設内であふれてしまうということにもつながりかねますので、そこもきちんと整理して取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** 出口をちゃんとしないと、いつまでもふん詰まりしてしまって、またあそこで滞留してとんでもない話になります。

それで、リサイクルセンターの管理運営ですけれども、現状は今、受託者は漁業協同組合で ありますけれども、一方では排出者でもあるわけです。その排出者がリサイクルセンターを管 理するということですから、どうもなあなあになってしまうケースが多いということです。明 日から替えろと言うわけにもいきませんし、新年度といってもどうなるか分かりませんけれど も、どういう方針でおられるのか分かりません。

ですから、委託契約する相手、受託者は漁業協同組合というわけにはいかないのではないかという気がするのです。一般廃棄物ですから、廃棄物処理法に基づいて、きちんと法律を守れる、そして、それに詳しい人、詳しい会社、法人、そういう人たちがリサイクルセンターを担わなければならないというのが基本的な管理体制ではなかろうかと私は思うのですが、いかが考えますか。

今日、明日中の問題ではないですけれども、中期的、長期的にそういうことを考えるということで、なおかつ、1市2町、豊浦を含めての協議会というか、これは長期的な話ですから、どうするかということで処理センターの検討に入っているわけです。それまでにもリサイクルセンターは常に動かしていかなければならないということですから、委託関係の受託者は慎重に選定しなければならないということになると思うのですが、どのように考えているか、見解を伺います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 委託者と受託者、一方では産出するところでもあるということで、やはり、できるだけ法律に明るい専門業者といいますか、そういう業者が望まれると思っております。

特に、搬入、搬出については、非常に細かな神経が要るものですから、それらを含めてそういうような考え方でいきたいと思っていますけれども、何せ相手もいることですので、どこにどういう方ということも頭にはありますが、準備段階のこともあることを含めながら、できるだけ速やかに行えるように取り扱っていきたいと考えてございます。

いずれにしても、今後二度とこのようなことがないように、しっかりと取り組んでいくということを申し添えておきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長(根津公男君) これで、山田秀人議員の一般質問を終わります。 ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時06分再開 午後2時20分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

渡辺訓雄議員の発言を許します。

渡辺議員は、質問席に移動願います。

渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 許可をいただいたので、大きく分けて4点、お尋ね申し上げます。 一つ目であります。

タイトルも質問内容も起承転結で、趣旨も起承転結は書いてありますし、タイトルは少し長くなっていますけれども、不法投棄で罰金刑という刑事罰を科せられた業務受託者及び収集運搬業者に対する町の現状の認識と処分などについてであります。

これも、教科書どおりにお尋ね申し上げたい。

いぶり噴火湾漁協委託契約書条文の中に違反行為が判明しているが、町の処分について認識

と対応の説明を求めたい。

また、町の施設委託契約をしている会社法人へのこのたびの罰金刑について、町の認識と対 応の説明を求めたい。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 1点目でございます。

不法投棄で罰金刑という刑事罰を科せられた業務受託者及び収集運搬業者に対する町の現状の認識と処分等についてお答えをいたします。

1点目のいぶり噴火湾漁協委託契約書条文の中に違反行為が判明しているが、町の処分についての認識と対応についてですが、漁業系廃棄物処理施設管理運営業務の受託者でありますいぶり噴火湾漁業協同組合は、令和4年8月25日に、廃棄物処理法違反、いわゆる不法投棄の罪で伊達簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けましたが、業務委託契約書上、特に法律違反行為に対しての罰則規定はありません。また、罰金刑を受けたことによる指名競争入札参加資格者の指名停止がありますが、豊浦町競争入札参加資格者指名停止等措置要領におきましては、代表役員等が罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるときと規定されておりますので、このたびの場合におきましては、処分の対象となるものではありません。

2点目の町の施設委託契約をしている法人の罰金刑についての認識と対応についてですが、 収集運搬業者に関しての罰金刑は確定していないと認識しておりますので、現契約の業務については引き続き行われるものと考えておりますが、刑の確定により業務に必要な資格が取り消された場合については、契約解除等の対応が必要になるものと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 私の質問の趣旨の内容と文言にちょっと乖離があったと思われますが、 それはそれでいいでしょう。

町長、一つ目の業務委託契約書上、特に法律違反行為に対して罰則規定はありません、ここにちょっと大きな乖離がありますが、今さら私の言うのがど真ん中でという思いではないのです。単純です。いぶり噴火湾漁協委託契約書の条文の中に、違反という認識はないかということなのです。条文を検証しましたね。契約書の中にそういう違反になる条文はありませんかということです。

そこをまずお尋ねしましょう。なければないで結構です。

〇議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分再開 午後2時27分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 業務委託契約書上、問題はないかということでございますけれども、このことにつきましては、問題はないと思ってございますけれども、以前にお話ししたと思いますけれども、この契約書の中身について足りない部分があったということにおきまして、これからそれらを精査しながら、よりしっかりした契約書上の文言にしていきたいということで

ございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) その思いは何回か、協議会とかその他もろもろのときにやり取りしているから、それはいいのです。

ただ、今回の今年の3月に、略式命令とか、去年、強制捜査とか、様々な不祥事があったわけで、町長もそれはきめ細かく脳裏にあると思います。今さらどうのこうのではありませんが、町長、例えば、結論は、不備なところは対処していくと同時に、二度と起こさないということで、同僚も最後のほうにいろいろなプロセスをしてきた資料もここにあります。

それはそれとして、この条文にある、ここをお互い認識して、今後、リサイクルセンターの外部委託でも、今のいぶり噴火湾に受託してもらっていますが、そういうところを認識して、ちゃんとした当たり前な受託、委託をしていくという認識にお互いに立っていかなければいけない、そういう思いで申すのです。

契約書は令和2年ですが、令和3年も令和4年も同じ条文ですか。そこをまずお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 議員おっしゃるとおり、令和2年、令和3年も同じ条 文で契約してございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) そこで、前にも申し上げましたが、例えば第5条の公害防止の対策です。監督官庁に調査を依頼し、その結論に従うものとする、それから、第10条の遵守事項、第11条の契約解除、第12条、それらを検証してください。多分、総務課長は把握していると思います。それに基づいて、様々、前後左右を検証して、前進していかなければいけない。それと同時に、先ほど同僚が言っていた最後のてんまつの約1億円ちょっとの支出です。2割、8割とか、こういうものをちゃんと検証して、けんかしろと言うのではないのです。やはり当たり前のことを当たり前に、お互いに教科書に基づいてやっていく、その辺の受取り方はいかがですか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今の契約書上の問題でございますけれども、先ほども言いましたように、足りないところはあるということでございまして、確かにこの辺も足りないところがあると考えてございます。

これらについて、専門の方に相談しながら、この内容について詰めていかなければ駄目だ、 誰が見てもそうだと思われるような契約の内容にしていかなければ駄目だと思っています。そ の辺につきましては、専門家を交えてしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長、確かに専門家にいろいろ、強いて言えば勉強です。あるいは、 検証してもらうのも当たり前ですが、今の言ったことは別に町長あるいは担当所管で検証して やり取りすれば、私は今までも何も問題ないと思っているわけです。

このアクシデントが発生してからもう1年半近くにもなるのだが、総体的に含めてどんなお 考えですか。

〇議長(根津公男君) もう一度。

渡辺議員。

○6番 (渡辺訓雄君) 専門家も重要でありますが、今のいぶり噴火湾の契約書、私が言った 条文三つ、四つ。それはもう起訴されて、略式命令でもう決定されているのです。不服がある 人は不服で異議申立てをすればいいだけであって、今までのことは今までではなくて、町長が 専門家を入れて、今後少しでも条文を見直していくのだと、それはそれでいいですよ。

でも、私がさっき聞いたように、令和3年度も令和4年度も何も変わっていないと言うから、私は令和2年の委託契約書で今言っているのです。それについては専門家に聞くこともいいですよ。それはあなたなり、町長なり、所管なり、それで十分に解釈をして、受託者とやり取りできるのが当たり前ではないですかと。何もそんな難しいことではないでしょうと私は言っているのですよ。それだけのことです。

○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時36分再開 午後2時45分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

長谷部水産商工観光課長。

**〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** まず、先ほど町長が答弁した中で、来年度、5年度以降に向けての契約書の検証ですが、再発防止対策を策定するに当たりまして、町村会弁護士に、同じく契約書のほうも見ていただいて検証してもらいました。それを10月4日から見ていただきまして、5日に、問題ありませんという回答を得ております。

ですので、現在契約している契約書の中身から比べますと、かなりいろいろな条文を網羅して、内容の濃い契約書になってございます。

- ○議長(根津公男君) 渡辺議員、後段の部分は分かったと思うのですが、前段の部分をもう 一度質問をしていただければ、答弁しやすいかと思います。渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 今回のここの私のタイトルに載っているタイトルと趣旨、起承転結、 町長の答弁に、特に法律違反行為に対して罰則規定はありませんとあります。そこの入り口の 違いなのです。

これは、法律のことを言っているのではないです。前段に、入り口から書いてあるように、いぶり噴火湾の受託の契約書の第5条とか第10条とか第11条のことを私は申し上げているのですよ。いぶり噴火湾は、略式命令で罰金50万円という検察庁のほうから出ましたね。その条文の捉え方です。

一つ具体的に言いましょう。

町有地にタンクを置く前に振興局に聞きに行ったではないですか。そうしたら、フィルターをつけてくださいということで、ついていなかったということでしたね。そういうルールは守らないのが行政でもあるが、そういう指導を委託しているわけですから、漁協がやるのか、受託者と契約者はどんな認識で、それは言わなくても分かるではないですか。例えば、罰金刑が50万円ということで、略式だから私は分かりますが、条文に、条例、規則、法遵守ですね、豊浦町の条例なりです。それは、弁護士でなくても、町長だって、所管だって、今、担当が変わりましたけれども、そういうのはあえて検証すれば分かるのではないですか。全部は申し上げませんが、何も難しいことではないですよ。

幾ら一般廃棄物でも、第11条、第13条、その他だったか、そこで凸凹があれば、ちゃんとし

た対応で費用のことも含めて載っているでしょうと。それを検証してどうなのだということを お尋ねしているわけです。何も難しくないです。契約です。いろいろな処理に不正があったか ら略式罰金刑という検察庁の判断が出たわけでしょう。それで異議申立てがあれば、いぶり噴 火湾側で次の対応をすればいいだろうし、何も難しくないですよ。

○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時51分 再開 午後 3 時04分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 大変遅くなりました。

答弁としましては、不法投棄と契約条項の関係は薄いものと思ってございますけれども、専 門的な見地を踏まえて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今の契約の内容でやっているのであれば、町長は、いみじくも、こんなふうに言っておけば少しは凸凹がなくなるだろうと、それでいいのです。

例えば、総則第1条の業務委託の内容は、何も難しくないですね。たまたまそういうアクシデントがあったから、それはそれとして、何かあったら、それを基にして検証する。契約条文を基にチェックする。委託料は別ですが、公害防止対策ですね。これはいいことが書いてあるではないですか。何かあったら速やかに甲乙で協議をして解決を図るものとするということです。こんな凸凹はなかったはずです。後段で言っていましたけれども、どこに何回処理したとか、時系列ももらいましたけれども、不法投棄だから処理ではないです。

それから、第6条もそうです。管理運営費用は甲が負担するということです。甲とはどちらですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 豊浦町でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) だから、相手に究極に批判ということではなくて、どこかで誰かがま とめていかなければいけない。契約に基づけばそんな争いなんてものはないです。

それから、その他の第12条の遵守事項です。専門家ではなくても、町長なり、所管なり、公務員なのだからね。そして、地方自治体だから、ルールに基づいてやっていけばいいのですが、受託者もこれから比較すると、やはり非はあるのです。だから、けんかをするとかではなくて、それらも含めて次のステップに踏ん張ってください。

この1の1番だけお尋ねしましょう。

次に、(2)のほうに行きます。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 委託者と受託者の関係といいますか、今回のリサイクルセンターのことにつきましては、お互いに納得した形で、法的にもこれでいいなという形で行くことで、後々スムーズに事が運ぶのではないかと思っています。

そういった意味において、まず、こちらはこちらで思うことをお互いに協議できるような雰

囲気といいますか、何があってからではなくて、定期的に、こうだよな、ああだよな、今はこういう状態だよなという施設運営ができるように、ふだんからそういうことを話合うことでスムーズな施設運営につながっていくのではないかと思ってございますので、その辺も含めて、これからスムーズな運営、当然、法を犯さないような運営に努めていきたいと考えてございます。

〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 今のタイトルの2の答弁ですが、ここに収集運搬業者に関して罰金刑は確定しないと認識しておりますので云々とあるのですが、新聞紙上でも罰金刑は言われているわけです。その後については分かりませんよ。でも、豊浦町の施設のいろいろな後始末、そういう施設のしてもらっているわけではないですか。ここには駄目だなどと書いていませんで、継続している内容でありますが、それも考え方です。接し方、考え方です。現状はどういう実態なのかということをここに書いているのです。こういうやり取りは、言葉一つでは間違いもあるかもしれませんが、その運搬収集業者は、新聞やマスコミや何かで、皆さんも知っているように、検察庁から罰金刑が略式で出ているわけです。そして、地元のそういう施設の仕事も受注して、委託してやっているのです。

そのときに、一般論ですが、他の市町村でも何か失態をすれば、指名停止1か月とか、難しいことではないです。そういう思いは現状どうなのですかということです。検察庁からの確定はあるけれども、不服であれば異議申立てをしているかもしれないです。

ただ、それはそれとして、何だかんだ言っても、施設を見回りなり、ルールに基づいて処理 してもらっているし、維持管理というか、点検もしてもらっているわけです。そういう状況か ら言うと、町としての指名の関係で、そういう現状と、ここでは罰金刑が確定していないと認 識しておりますがというところの思いに私と乖離があるものだからお尋ねしているのです。

また、確定したらどうなるのか、いつ確定になるのか。それは施設の維持管理をしてもらっているのだから、簡単に言えば、現状でも確認ぐらいはできるのではないか。だって、略式起訴は8月に出ているのだから、2か月以上もたっているわけだから、それをお互いに確認というか、できるか、できないのかということも含めて、そういう意味なのです。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

**〇町長(村井洋一君)** 先ほど答弁で申し上げましたけれども、罰金刑を宣告され云々かんぬんということでございますけれども、我々は確定していないというふうに取っております。確定していないことから、現契約の業務については、引き続き行われるものと考えております。

当然のことながら、確定しましたら指名等々のこともございます。豊浦ばかりでなくて、ほかの市、町もあるかと思いますので、そういった場合には、同じように契約解除等の対応が必要になってくるというふうに考えております。今のところは確定されていない状況でございますので、現契約に基づいて行われているということでございます。

〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 私もそうですが、町長も言葉一つで様々な誤解や、あるいは勇み足や何かで、分からないわけではない。

私の言っているのは、私は罰金刑が確定していると思っているわけです。マスコミや何かでね。みんな知っていると思うよ。ただ、異議申立ては分かりませんが、相手はしているかもしれない。それはそれでいいでしょう。でも、今、業者がやっている委託業務、維持管理、そんな簡単に、この辺では対応が少ないのです。できる、できないは別ですよ。また、させるさせないも別ですし、指名停止も別です。

私は、町として、そういう契約というか、建設の委託契約の中に、そういうものが載っているかということも含めて所管でお尋ねしたこともあったのだけれども、罰金刑がまだ確定されていないのだというそこの違いが、ちょっと私も言葉足らずかもしれないけれども、確定はされているわけです。だから、相手方が異議申立てをしてそういう状況なのか、その辺のところは何も確認もしていないし、接触する気もないのですか。現状する必要がないと言うなら、それはそれで結構だけれどもね。

〇議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時17分再開 午後3時28分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) お答えいたします。

収集運搬業者に関してでございますけれども、不服申立て、あるいは異議申立てをされているということから、罰金刑は確定していないと認識してございますので、現契約の業務について、引き続き行われるものと考えておりますけれども、これが刑の確定に至った場合、業務に必要な資格が取り消された場合については、契約解除等の対応が必要になってくると考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) まだ細かいことはあるけれども、また次のときにします。

2番目でまとめてあれしますので、一つ目は終わります。

これもひょっとしたら乖離があるかと思うのだけれども、二つ目、懲罰委員会が減給の懲戒処分と答申したにもかかわらず、町長が情状酌量して戒告の懲戒処分としたことについてということです。

実は、協議会での議事録も隅から隅まで検証しました。何人かの議員が、減給から戒告について、町民から不信感があるので詳しく説明を求めたい、そういう議員の発言も議事録に載っています。また、他の議員は法律的に両罰規定にもなっていない、町長は起訴もされていない、いろいろなふうになっていますし、その他もろもろ、いろいろ隅から隅まで見させていただきました。でも、その内容が鮮明になっていないということです。

そこで、質問の趣旨でありますが、職員の犯罪行為を懲戒処分規程の条文を精査し、総合的に検証すると、懲罰委員会が答申した減給を戒告としたことは今までの理事者で誰一人もいないと私は認識しているのです。減給を戒告にというのは前例にないのです。間違っていたら言ってください。

そういうことも含めて、説明を求めたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 2番目でございます。

懲罰委員会が減給の懲戒処分と答申したにもかかわらず、町長が情状酌量して戒告の懲戒処分としたことについてお答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反によって職員が罰金刑を受けたことを受け、地方公務員法第29条の規定に基づき、令和4年10月24日付で戒告の処分を行いました。

当該職員の処分を行うに当たっては、豊浦町職員の懲戒処分等に関する規程の第5条の規定に基づき、町長が懲罰委員会に対し諮問を行い、減給相当であるという答申がされております。懲戒処分を行う権限については、地方公務員法第6条において、任命権者である町長が権限を有すると規定されております。この答申結果を踏まえ、熟慮を重ねた結果、本件については町として組織的に行ったものであること、また、これまで抜本的な対策が講じられていなかったことから、担当職員だけが責められるものではなく、その責任は最高責任者である町長が重く受け取るべきものであると判断し、任命権者として減給から軽減し、戒告処分としたものでございます。また、監督者として自ら責任を取るため、今回の定例会12月会議において、町長の給料月額を50%、12か月減額する条例改正案を提出しておりますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

今後は、再発防止に向け、改めて法令遵守を徹底するとともに、町民の皆様の信頼回復に向け、全職員一丸となって最大限の努力を尽くし、失われた信頼の回復に努めてまいります。 以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長、入り口に申し上げたものを率直に聞きましょう。 減給を戒告処分としたことは前例にないと私は申し上げたけれども、減給を戒告にしたのは ありますか、ありませんか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 私は存じ上げません。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長、第5条の規定に基づくということで、町長は任命権者ですから権限もあるし、答申は答申として、決定は決定で、任命権者であることぐらいは私も把握しています。地方公務員法第6条において権限を有すると規定されております。それも分かります。この上っ面の条文だけではなく、地方公務員法第29条に基づきということで、その中身をお尋ねしましょう。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 地方公務員法の懲戒ということで、第29条でございます。

職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分をすることができる。1項、この法律もしくは第57条に規定する特例を定めた法律またはこれに基づく条例、地方公共団体の規則、もしくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合。2項、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合。3項、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合。それから、大きめの四つとして、職員の懲戒の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならないとされてございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) くどいけれども、地方公務員法とか、細かいことは申し上げたくないけれども、一、二点だけです。

豊浦町の職員の懲戒処分に関する規程の第6条第7項はどんな認識をしていますか。

ちょうど関連がありますので、第6条第8項(4)についてもどんな認識をしていますか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 第6条第7項でございますが、事故の情状が酌量すべきものである場

合は、その事故の程度によって、その処分を軽減または免除することができるとされてございます。

第8項は、その分を加重すると、要するに加算されるということでございまして、発生した 事故を隠蔽したときとされてございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長のほうが地方自治について私より明るいし、部下もいっぱいいるわけです。

それはそれとして、一言で言うと、町長の責任の重さです。最後は格好よく、答申では減給ですか、町長の裁量で前後左右を考えて戒告ということで、相手は喜んでいましたか。弁明する機会を与えましたか。お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 本人には弁明をする機会を与えております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 一口に言って、喜んでいましたか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) そういったことにはお答えできません。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) でも、町長、懲罰委員会の思いは思いでいいでしょう。町長の権限、それも私は別にいいと思う。でも、これは重大なことですよ。去年の5月から今年の9月まで、約1年半以上も混乱をさせて、自分のガバナンスのなさかもしれないけれども、だから、契約を私は言っているのですよ。そのときから、令和2年度からですよ。ハザカプラントに残渣水が入れられなくなったと。そして、礼文の漁協のますに何十回か捨てた。それから、またいろいろな批判があって、また町有地に持っていった。

そういう混乱を招いたのはあなたたちではないですか。それで、いつも報連相と言うけれど も、報連相を守っていないのはあなたではないですか。事が大きくなる前に、何かあったら報 連相で議会に相談に来てほしいと同僚も言っているではないですか。

町長、そういう思いはいかがですか。

それこそ重い犯罪ですよ。それに手を加える。それも仕方ない。答申の内容から、あなたが手を加えて、裁量権だ。情状酌量、それはそれで仕方ないけれども、そんな情状酌量できる内容ですかということを申し上げているのです。あなたは責任を何も取っていないではないですか。初めは30%で半年だとか、1年だとか、今度はまた、いみじくも50%にするから12月に提案します、それも何もいいですよ。そういうプロセス、報連相をあなたがしていないから、みんなもしないのではないですか。町長、そこはいかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 報連相のことを言いましたけれども、報連相はできるだけしっかりやっているつもりでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) そうしたら、もう少し言わせてもらうけれども、これは今年の9月22日ですよ。漁業系一般廃棄物処理に関する経緯の資料、平成31年から令和2年までバイオガスに投入と。これは令和2年10月からですよ。

胆振総合振興局に、町有地に捨てるのにフィルターつきが必要である旨を確認。出席者、町

長、副町長、今の副町長ではないですよ。産業観光課長、課長補佐、水産資源プラント係長です。あなたはそういう所管から受けているのですよ。議会に言いましたか、報連相で。

都合が悪いときばかりああだこうだと言うけれども、そういうときに、今のハザカプラント、リサイクルセンターがこういう状況になっていますよと。こういうふうに手をかけて処理していきたいとか、都合がいいときは何も言わないが、悪くなれば一緒に考えましょう。この前の新聞にも載っていたではないですか。

所管が何か補助金を返さなければいけない、報連相。かけていたとか何だかと。あなたが言ったかどうかは分からないよ。そういうふうに書いていたら、あなたが言ったということになってもいいのではないですか。私は逃げも隠れもしない。

そういう時系列から言うと、令和2年11月18日に86回、高岡町有地に。令和2年からもうやっているのですよ、2年も前から86回。これはちゃんと町長、副町長に報告しているではないですか。今の副町長ではないですよ。

一番はあれなのは、去年の1月から僅か3か月もしないで484回です。それから、去年の4月から5月22日は105回です。こんなに不法投棄をしていてよかったと思っているのです。3,200リットルしか投げていないと言われてね。

そういうことから言ったら、そのときに報告があっても、町長、当たり前ではないですかと。 その辺のことはどうなのか。職員には報連相と言うけれども、自分はしていないのではないで すか。そこの思いでした。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 議会への報告の件で、そのことについて報告がなされていなかったのではないかというご指摘でございますが、その辺に関しましては、心よりおわびを申し上げるしかないのかなと思ってございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 私は町長にそういうおわびはあえてしてもらいたくはない。

ただ、日頃、何かと報連相、報連相と言うけれども、あなたが守っていないと。おわびではなくて、私は今日からそういうふうに取り組んでいきたいとか、私はそういうほうが望ましいです。

それから、幾ら軽減があっても、今回の略式、罰金刑の職員の50万円というのは、犯罪で重いのだよということで、それを組織ぐるみで、今になっては組織ぐるみだよ、最初はそんなふうに言っていませんよ。捜査の結果が出てから云々かんぬんと。でも、あなたは起訴されていないのだから、両罰規定にもなっていないのだから。そんなもの本来は本人の責任だよ。

それを最後になってみれば組織的犯罪なので、執行者として、町長として責任をこのように 取りたいと、そういうことばかり言っているのだわ。あなたが起訴されたわけではないよね。 組織でやったらあなただって起訴されるはずだよ。そこら辺の思いはいかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 私もご存じのとおり、何回も言っていますけれども、事情聴取を受けて、正直に話をさせていただいたところでございます。

その中で、先ほどの一般質問の答弁にありましたように組織的な問題であった。また、抜本的な改善策もされていなかった。そういったことから、町長として、最高責任者として、やはりそれなりの重い値に服しなければならないという思いがあることから、そのような判断に至っているということでございます。

職員の皆さんに関しては、本当に大変だったなという思いでございます。 以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** それから、町長、地方自治法、地方公務員法、法律というものがあって、略式起訴というか、書類送検されてからとか、それはいろいろ結果が出なければ分からないけれども、地方公務員というのは、起訴されたら出勤停止とか、この職員は今まで調査が入ってからいろいろ心労があったと思うよ。その辺の捉え方というのはどういうふうに思っていますか。町の奉仕者としてちゃんと連携できるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 当然のことながら、地方公務員としては全体の奉仕者ということで清廉されている、一生懸命働いてもらっていると思ってございます。

今回は非常に重たい案件でございまして、本人はもとより、私も非常に重たく受け止めておるわけでございます。これから、より一層、豊浦町のために、町民のために、将来の町のために努めていただけるものと思ってございます。今まで以上に頑張っていただけるものと思ってございますので、皆さんともども温かい目で見ていただければ大変ありがたいかなというふうに思いますし、また何かあれば叱咤激励していただければ、なおさらありがたいと感じております。

いずれにしても、職員につきましては、粉骨砕身、今まで以上に頑張っていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) それが本意だと私も思っていますが、当然、豊浦町は人口も少ないですし、昔からの隣近所、いろいろなことがあるのだろうし、気持ちは分かります。町長も重く受け止めているということだから、それだったら手をつけないほうがよかった。それだけは申し上げておきます。

そこで、こういう場合の人事評価というのはどういう評価なのですか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 人事評価については、この懲罰の規程とはまた別でございます。 懲罰の規程は、あくまでも、懲罰の基準に基づいて昇給とか勤勉手当などに影響を及ぼすとい うことでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) いずれにしても、再発防止策も当たり前にしていくべきです。 2点目について終わります。
- ○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分再開 午後4時05分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 3点目であります。

これも協議会あるいは議事堂で言ったこともありまして、そのときにいろいろと結果を報告 してくれてはいましたが、最後のてんまつがないので、ここで言っておきましょう。

3点目は、拠点化施設(大岸鉱山分校)の欠陥工事の瑕疵の判明についてであります。 趣旨は、書いてあるとおりであります。

目的に向け、改修後、短期間で様々な原因で欠陥のあった手直し工事について、下記の事項 の説明を求めます。

- 一つ目、最終改修工事代金と完成日についてです。
- 二つ目、瑕疵割合等の結果等についてです。
- 三つ目、再発の可能性があるかないかについてです。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **○町長(村井洋一君)** 3点目、拠点化施設(大岸鉱山分校)の欠陥工事の瑕疵の判明についてお答えいたします。

1点目の最終改修工事代と完成日につきましては、工事費831万6,000円(税込み)でございます。令和4年8月8日から着手し、9月30日に完成となりました。

2点目の瑕疵割合等の結果等についてですが、設計会社と協議中ではありますが、設計会社 の負担割合が5割となる見込みで、現在、負担割合の積算について根拠資料の提出を求めてい るところでございます。

3点目の再発の可能性があるかないかについてですが、今回の改修工事で除菌作業、床下換気口設置4か所、床下コンクリート施工、これは以前は土でございましたけれども、これらを実施しましたので、再発の可能性については低いと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 再発の可能性については低いと考えているということで、ちょっと含みもあるようですが、2点目の負担割合で、根拠資料の提出を求めているところとあります。 公務員はいつもこういう書き方をするのです。根拠に基づいて建設費も積算されるのが当たり前なのです。この瑕疵の割合の5割という意味も含めてです。そこら辺をお尋ね申し上げましょう。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- ○建設課長(武石 修君) この割合については、およそ5割でございます。

答弁書の中にもありますように、請負額で831万6,000円、これには答弁書にあります床下コンクリートの施工等も含まれておりまして、これは当初からなかったもので、バージョンアップという言葉が適当かどうか分かりませんが、その分を含みの金額になってございます。この分がおおよそ70万円ほどありますので、これを差し引いた、当初施工された分ということで、おおよそ5割を最終的には会社との文書等のやり取りで確定させたいと考えてございます。

その根拠となるものにつきましては、工事を施工した際の設計書等がございますので、そちらに基づいてこの金額の割合を算出してございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) また頭がこんがらがったのですが、では、これは当初の税込みの予算と、今、床下の土間の70万円のトータルはどういう解釈でいいのかということと、負担割合の 5割というのは、どういう根拠で、どれだけの工事で、5割というのは合計したらどういうふ

うになりますか、数字をお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **○建設課長(武石 修君)** 今回施工した金額に関しましては、先ほど申し上げました税込みで831万6,000円でございます。床下コンクリート等を実施したのが約70万円、それを差し引いた分が760万円ほどになりますが、これを折半という形で今回は話を進めておりますので、おおむね5割ということで、現在はまだ確定しておりませんが、一応、その方向で今は話を進めている状況でございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 中身は分かりました。

でも、先送り、先送りにしないで、早くすべきだという思いですが、いつ頃に分かりますか。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 最後にしますが、この760万円というのは消費税抜きですか。これはど ういう計算をすればいいですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- ○建設課長(武石 修君) 申し訳ありません。760万円は税込みの金額でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 税込みで760万円ということは、831万円と少し違いがあるのだけれど も、それはどういう意味なのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 831万6,000円と760万円の差額につきましては、先ほど申し上げました床下のコンクリート等のバージョンアップといいますか、追加工事の分でございます。 以上です。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) ちなみに、そこの施設で協力隊員がやっていますね。現在、何組がされているのですか。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 今、いちご分校のほうで協力隊として活動されている方は、実人数で7人です。夫婦でやっておられる方もいらっしゃるので、世帯数としては4世帯ということでお願いしてございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 当初、話をした記憶があるのですけれども、担当、所管は別かもしれませんが、移住、定住も含めて、イチゴだけで生活ができるのかと。そのときに、他の作物もつくるのだということで、かぼちゃなどですが、その辺の取組というのはどんなふうになっていますか。イチゴだけなら、イチゴだけで結構です。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。

**〇農林課長(井上政信君)** 私の分かる範囲でお答えしたいと思いますけれども、今年度卒業される方が2夫婦いらっしゃるのですけれども、イチゴが主力作付作物になるとは思うのですけれども、それ以外に、行者ニンニクとか、インゲンとか、ユリなども栽培したいという話も聞いてございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 3点目を終わります。

4点目は、コミュニティバス運行の有料化についてであります。

これは、令和2年だったか、10月過ぎにアンケート調査をした結果、課題などについて検討する必要があるとのことであったが、いつ誰がどのように対応されたのか、また、現在の進捗状況をお尋ね申し上げたい。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 4点目のコミュニティバス運行の有料化についてお答えいたします。 1点目のアンケート調査についてですが、令和3年11月から12月にかけて、コミュニティバスの礼文華線、大岸線に職員が乗り込み、乗客23人に聞き取り調査を行いました。

聞き取りした内容は大きく5項目で、その内容と一番多かった回答を示しますと、1番目、性別、年代については、女性17名、74%、70歳以上18名、78%です。

2番目として、乗車目的については、買物、複数回答でございますけれども、10名、34%。 うち、買物先、ホーマックニコット5名、50%です。

3番目として、利用頻度については、2日に1回程度が10名でございまして、43%でございます。

4番目として、有料化に向けた金額の妥当額については、100円から200円、10名、46%でございます。

5番目として、その他意見としまして、足がないための利用や、家の前から乗車できるので 便利などがありました。

2点目の現在の進捗状況につきましては、コミュニティバスだけではなく、町が運営している町営バス、スクールバスなどの運行状況や、利用状況等の問題点や課題などを調査、確認し、公共交通体系の見直しを検討する予定であり、コミュニティバスの有料化については、その後に検討いたします。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** これは令和2年12月2日の全員協議会で、地方創生推進室からコミュニティバスの現状と今後の方針についてという資料があって、1、コミュニティバスの現状、2、コミュニティバスのアンケート、3、コミュニティバスの主な課題について、4、令和3年度の方針について、5、今後の進め方についてという資料がありました。それこそ報連相ではないけれども、言わなければ何の報告もない。ただ、今年、コミュニティバス運行のお知らせということで、4月12日か、これは毎年でありますが、そういうことで、なぜ2年間も放っておいたのか。

そして、ここに礼文華線、大岸線に職員が乗り込み、調査したこともあるけれども、何で2 年間放っておいたのだと。

それから、もう一つは豊浦の本町は調査したのかと。いつ誰がやったのか、そこもまとめて

お尋ね申し上げましょう。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** コミュニティバスの有料化につきましては、以前から 検討するというところで認識してございます。

ただ、有料化に向けて、では幾らがいいのか、料金の徴収方法は、現金なのか、現金ではない回数券等々がいいのかということで、運行会社等々とも調整を図ってきたことに時間を要しているということと、令和3年11月から12月にかけては、礼文華線、大岸線に職員が乗り込み、聞き取り調査をしました。その結果については、先ほど町長が答弁したとおりでございます。

町内を走っているほたてコース、いちごコースについては、ちょっと古い資料になりますが、 令和元年の1月から2月、ここで同じように職員がバスに乗り込みまして、利用者に聞き取り をしたことがございます。そのときも、利用目的が何なのか、料金は幾らぐらいなら妥当なの か等も踏まえて確認しております。

そしてまた、なぜ有料化が今に至っているかにつきましては、先ほど申し述べたことも一つの理由ではございますけれども、運行経路、特に今、礼文華線の利用しないバス停等を見直さなければならないということと、利用者が全然乗らないのにそこまで行くようなルートを見直したほうがいいだろうということ、また、町営バスの礼文華線との運行時間や経路とのかぶりがどうなっているのか、また、それぞれの乗客数がどういう状況になっているのか、その辺もきちんと体系的に精査した上で、無駄な部分は省いた上で料金の有料化に臨みたいと思ってございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 運行会社と有料化とか課題などについて話をしたような言い方をしていたけれども、何についての話を、いつ、何回ぐらいやっているのですか。
- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- ○地方創生推進室長(久々湊 忍君) 私の担当になってからでございますが、1度、昨年の1月ないし2月ぐらいだったと記憶しているのですが、現金で有料化するときに対応できるか、もしくは回数券等ではどうか、また、一つの案として、とよPカードで支払うことが可能かどうかというところを運行会社と話した経緯がございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 室長もいろいろと難儀しているのだなと思いますが、令和2年12月2日の全員協議会の資料の5番目に、国の法律が改正され、地域公共交通に関わる計画の策定が努力義務となったことがとあるのですが、平たく言うと、どういう内容になっていますか。
- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- ○地方創生推進室長(久々湊 忍君) 明確な部分はお答えできないのですが、私の記憶違いでなければ、地方公共団体が運行する有償による輸送サービス、乗客を運ぶサービス、そこの補助をもらうためには、補助をもらえる要件の一つとしてその計画をつくらなければいけない、それは国交省の補助で他の省庁には該当しないという認識でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 後でまた分かりやすいものがあれば勉強させてください。

話の中で、バス停の見直しということがありました。当然すべきことだと思っていますし、いろいろな時間帯も含めて本町も見直しをすべきでないかと思います。行きはよいよい、帰り

はバスがないとか、いろいろ言う人がいるけれども、それは100%合わせるわけにはいかないで すからね。

ただ、室長は令和元年度の本町のほたてコースとかいちごコースとかと言ったけれども、例 えば令和3年度から今はどういう状況なのですか。礼文のほうのバス停も見直す、豊浦町の本 町のほうも見直すとしたら、どういう理由で見直すのか、利用客が少ないのか、その辺のとこ ろをお尋ね申し上げます。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **○地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 本町を走っているいちごコースとほたてコースは、どちらかというと、巡回バス的なルートで回っております。右回りと左回りで、いちごコース、ほたてコースという分け方をしているのですけれども、確かに、利用者数の少ないバス停はあるのですが、次のバス停へ向かうためのルートという意味合いがあるので、利用客が少ないからといって、そこを通らないで次のバス停に向かうというのはなかなか難しいのかなという思いがあります。

それに比べまして、礼文華線は、礼文から大岸を経由して、本町に入り、本町の主要施設を 回ってまた帰っていくというようなルートになっております。どちらかというと、ぐるぐる回 るというよりは、直線的に結んで、その間に例えば鉱山分校まで行くようなルート取りをして いるのですけれども、そこの利用客がほぼゼロという状況です。なおかつ、そこまで行くのに 結構距離があるので、こういったところはルートから外しても問題ないのかと思ったり、もう 一か所は、大岸、礼文から入ってきたときに、パークゴルフ場も巡ってからしおさいに行くと か病院に行くというようなルート取りになっておりますが、夏場に関しても、パークゴルフ場 を利用するお客さんが、大岸・礼文華線では非常に少ないということであれば、その部分も省 いてもいいのかなと、今、内部では打合せをしている状況にございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) ここの答弁に2点目があるのです。コミュニティバスだけではなく、 町が運営している町営バス、スクールバス、利用状況の問題点や課題などを調査確認し、検討 する予定でありますということですが、予定ではなくて、無駄、無理を省きながら、ぜひ検討 してください。

そして、このバスの有料化について、やれば難儀だ、陸運局からのお金のあれから、こうい う有料化については今後しませんと書いてくれたほうがやりやすいのです。

こういう書き方ですから、今度、また追跡質問でします。それこそ、できるものとできない ものがあります。お金をもらうというのはいいことだけれども、そのためにまたいろいろなエ ネルギーを使うわけで、その辺のバランスはあると思います。

この資料を見て、どのようになっているのかなと思って、現状の報告もなかったし、こちらから言わなければしないのだなと思って、ちょっと時間をいただきました。

4点について、終わります。

○議長(根津公男君) これで、渡辺訓雄議員の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終結いたします。

## ◎追跡質問

○議長(根津公男君) 次に、日程第2、追跡質問を行います。 追跡質問は、会議規則第57条第3項の規定に基づき、過去1年以内に質問した事項につき行 うもので、1名の議員から1件の通告がありました。

なお、追跡質問に関する申合せで、質問時間については、答弁時間を除いて1人10分以内と し、再質問までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

それでは、大里葉子議員の発言を許します。

大里議員は、質問者席に移動願います。

大里議員。

**〇5番(大里葉子君)** 議長の許可をいただきましたので、1点、追跡質問をさせていただきます。

紙類回収庫の設置についてです。

自治会が行う集団資源回収に出すタイミングが合わない方、また、自宅に古紙、段ボール等 を保管するスペースがない方が利用できるように、紙類回収庫の設置を6月定例会で一般質問 しました。

以前より設置の要望もあり、前向きに検討していただきたいとお願いしてきましたが、その後、来年度に向けてどうなったのか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 追跡質問でございます。

令和4年6月16日の紙類回収庫設置についての一般質問についてお答えいたします。

紙類回収庫の設置についてですが、6月定例会議での一般質問で設置の要望があり、その後、 庁内関係各課で設置場所や経費などを検討した結果、来年度においては、試験的にプレハブを 役場駐車場に設置し、利用状況を確認しながら、場所、大きさ、管理体制を確認して進めてま いります。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 紙類回収庫の設置が決まってよかったです。

来年度、役場駐車場にプレハブを設置していただけると答弁いただきました。

設置後も利用状況を確認しながら、場所や大きさや管理体制を確認して進めていただけるということで、実施に向けて検討していただき、ありがとうございました。

小さな分別は大きな資源、未来のためのごみ減量に向けて、今後とも取り組んでいってほしいとお願いして、追跡質問を終わります。

○議長(根津公男君) これで、大里議員の追跡質問を終わります。

以上をもちまして、追跡質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

## ◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後4時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月15日

議長

署名議員

署名議員